

—令和6年度版—

# 事業概要

西北地域県民局地域健康福祉部



# 目 次

## 第1 総括

1	管内の概況	1
2	沿革	3
3	機構図と分掌事務	9
4	令和6年度各総室行事予定	13
5	令和6年度相談等日程表	15
6	令和5年度歳入・歳出関係	16

## 第2 各総室の事業概要（令和5年度実績）

### 1 保健総室【五所川原保健所】

#### 1-1 指導予防課関係業務

1-1-1	衛生教育	21
1-1-2	医療及び薬事関係	22
1-1-3	感染症予防関係	27
1-1-4	結核予防関係	29
1-1-5	健康危機管理関係	34
1-1-6	新型インフルエンザ関係	34
1-1-7	新型コロナウイルス感染症関係	34
1-1-8	西北五地域保健医療推進協議会	34
1-1-9	人材育成・市町支援関係	35
1-1-10	職場研修の実施状況	36

#### 1-2 生活衛生課関係業務

1-2-1	食品衛生関係	37
1-2-2	生活衛生関係	45
1-2-3	化製場等関係	49
1-2-4	温泉関係	50

#### 1-3 健康増進課関係業務

1-3-1	健康づくり事業関係	51
1-3-2	母子保健事業関係	54
1-3-3	歯科保健事業関係	56
1-3-4	栄養改善指導事業関係	56
1-3-5	保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進	58
1-3-6	精神保健福祉関係	59
1-3-7	難病関係	66
1-3-8	人材育成・市町支援関係	70

## 2 福祉こども総室【西北地方福祉事務所】

2-1	生活保護	73
2-2	母子・寡婦及び父子福祉	80
2-3	困難な問題を抱える女性相談及び配偶者暴力相談関係	82
2-4	地域共生社会関係	85

## 3 福祉こども総室【五所川原児童相談所】

3-1	児童相談業務	86
3-2	判定業務	93
3-3	一時保護	95
3-4	児童相談所の事業	96

## 第3 資料編

資料編目次	97
-------	----

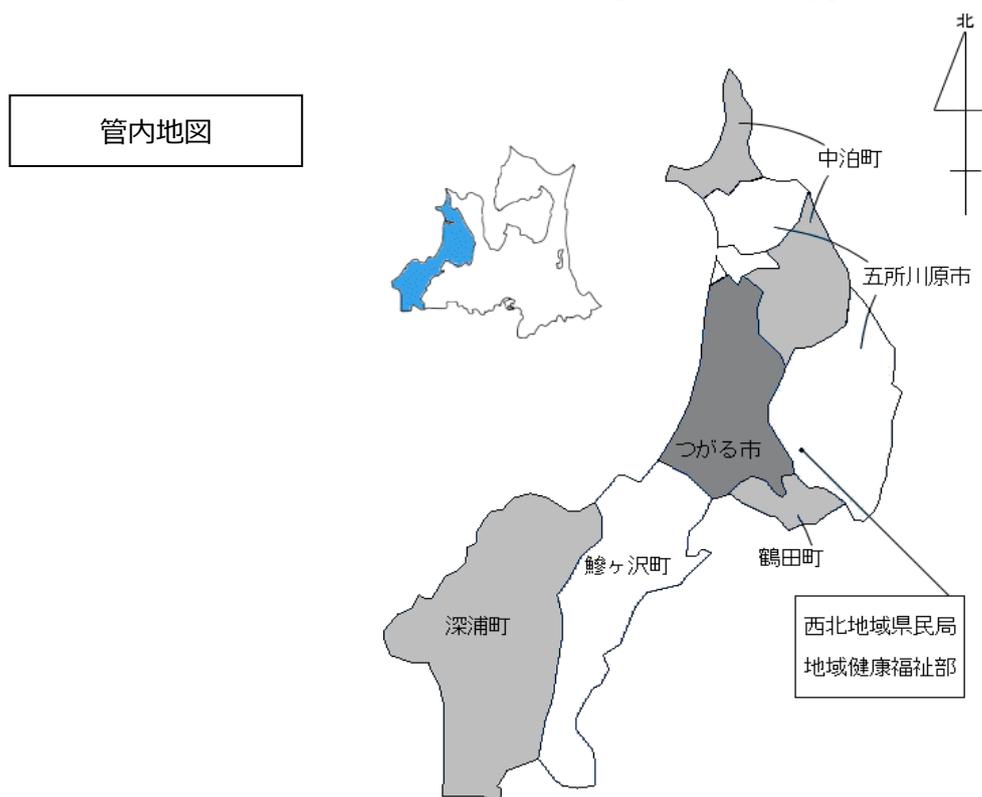
# 第1 総括

## 1 管内の概況

### 1-1 管内の状況

当地域県民局地域健康福祉部の所管区域は、五所川原市、つがる市、西津軽郡2町（鱒ヶ沢町・深浦町）及び北津軽郡2町（鶴田町・中泊町）の6市町となっている。

総面積は、1,752.5km<sup>2</sup>（県全体の18.2%）、総人口は112,972人（県全体の9.5%）、世帯数は45,590世帯（県全体の8.9%）である。また、老年人口割合（65歳以上の総人口に占める割合）は41.4%で、県全体の割合（35.3%）を上回っている。



#### (1) 面積及び推計人口（令和5年10月1日現在）

	面積 (km <sup>2</sup> )	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	年少人口 (15歳未満) 割合(%)	生産年齢人口 (15歳～64歳) 割合(%)	老年人口 (65歳以上) 割合(%)	18歳未満	
							人口 (人)	割合 (%)
五所川原市	404.20	48,938	20,847	9.2	52.9	37.9	5,580	19.8
つがる市	253.55	29,036	10,688	8.8	50.1	41.1	3,252	11.2
鱒ヶ沢町	343.08	8,319	3,479	7.0	46.4	46.6	765	9.2
深浦町	488.91	6,594	2,890	5.9	40.3	53.8	506	7.7
鶴田町	46.43	11,294	4,194	9.7	50.8	39.5	1,391	12.3
中泊町	216.34	8,791	3,690	7.0	44.9	48.1	786	8.9
管内計	1752.51	112,972	45,590	8.6	50.0	41.4	12,280	10.9
県計	9645.10	1,184,558	510,904	10.1	54.6	35.3	147,169	12.4

（国土地理院「令和5年全国都道府県市区町村別面積調」、令和5年青森県の人口より再計算）

## (2) 西北地域の人口1人当たり市町村民所得

西北地域の人口1人当たり市町村民所得は、2,224千円で対県比率は88.7%となっている。最も高い五所川原市は、2,456千円と対県比率は98.0%となっている。

平成30年度市町村民経済計算

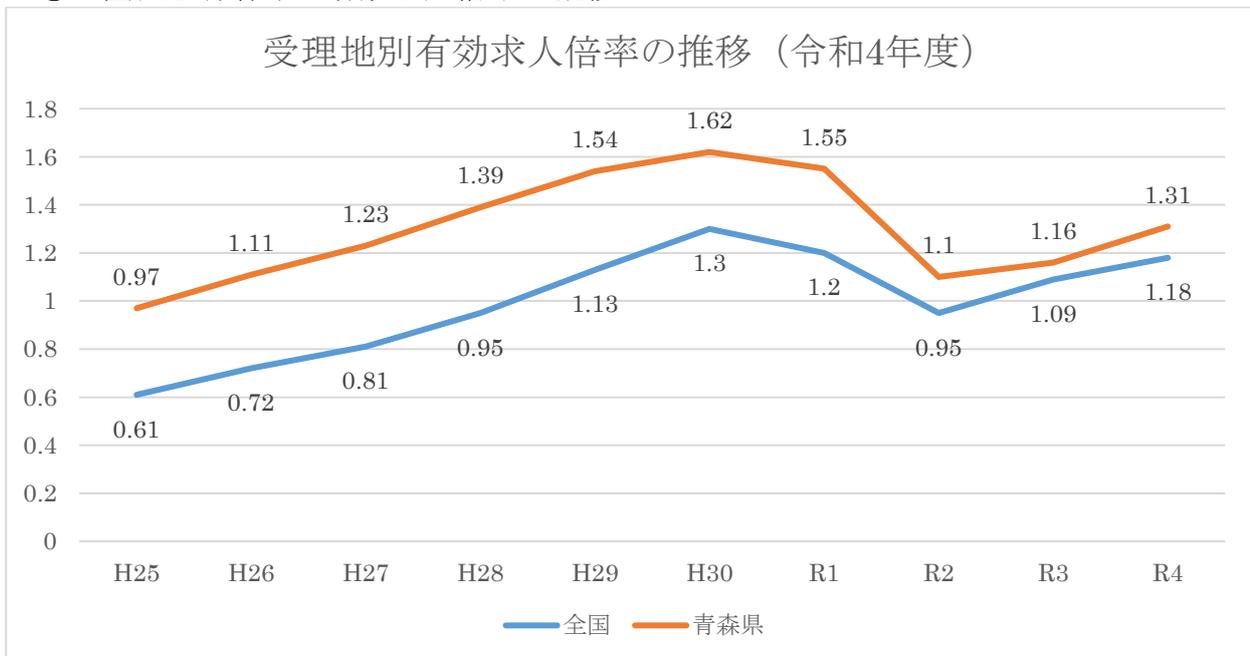
	1人当たり市町村民所得 (千円)	対県比率 (%)
五所川原市	2,456	98.0
つがる市	1,937	77.3
鱒ヶ沢町	2,142	85.4
深浦町	2,027	80.8
鶴田町	2,353	93.9
中泊町	1,824	72.8
西北地域	2,224	88.7
県民経済計算	2,507	100.0

市町村民経済計算は、県民経済計算の推計方法に準拠し、項目ごとに県民経済計算の計数を各種統計数値、照会資料等で按分推計したものである。

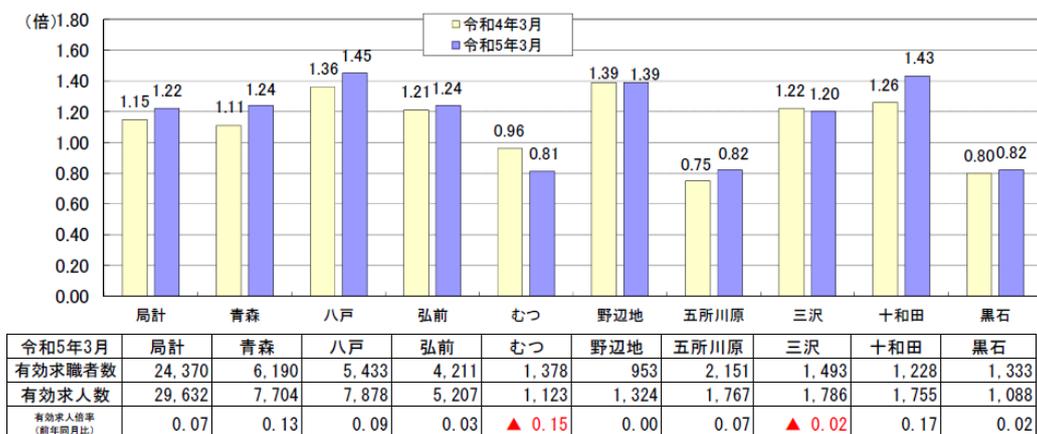
なお、1人当たり市町村所得は、個人の所得水準を表す指標ではない。

## (3) 西北地域の有効求人倍率

### ①全国及び青森県の有効求人倍率の推移



### ②職業安定所別の有効求人倍率の状況



## 2 沿革

### 2-1 保健総室（五所川原保健所）

昭和 21 年 6 月

北津軽郡鶴田町大字前田 26 番地に役場（総床面積 640.71 m<sup>2</sup>、総 2 階建）を無償で譲り受け青森県鶴田保健所として開設した。課及び係制がなく所長（医師）、薬剤師、獣医師、X線技師、保健婦等職員が 10 名で管轄区域は北郡 5 町 18 村であった。

五所川原町、鶴田町、板柳町、金木町、中里町、  
栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村、七和村、小阿弥村、沿川村、  
喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、相内村、脇元村、小泊村

昭和 22 年 5 月

新憲法公布と同時に明治以来警察行政の一部門であった衛生業務は保健所に移管され、同年 9 月保健所法の公布（施行昭和 23 年 1 月 1 日）により保健所業務は更に強化され公衆衛生業務全般に亘り行うことになり、保健所は名実ともに第一線の衛生行政機関となった。

昭和 26 年 6 月

庁舎を北津軽郡鶴田町から北津軽郡五所川原町上平井町 94 番地に新築移転。  
所長 — 総務係、予防係、普及係、衛生係の 4 係。職員数 25 名。

昭和 26 年 7 月

青森県鶴田保健所の名称を青森県五所川原保健所と改称。

昭和 27 年 4 月

保健所処務規定の施行により 2 課 6 係制となる。

所長 

[	総務課 — 庶務係、医務薬務係、営業係	職員数 26 名
	保健課 — 予防係、保健係、保健婦係	

青森県五所川原優生保護相談所併設。

昭和 27 年 9 月

性病診療所併設。

昭和 29 年 4 月

保健所処務規定の一部改正により課制が廃止となり、次長制・5 係制となる。

所長、次長 — 庶務係、医務薬務係、環境衛生係、予防係、保健係。職員数 25 名。

昭和 29 年 10 月

青森県五所川原身体障害児相談所併設。

市町村合併促進法に基づく町村の合併によって、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 12 村となった。

五所川原市（五所川原町、栄村、中川村、三好村、長橋村、飯詰村、松島村合併）、  
鶴田町、板柳町、金木町、中里町、  
七和村、小阿弥村、沿川村、喜良市村、嘉瀬村、六郷村、梅沢村、武田村、内潟村、  
相内村、脇元村、小泊村

昭和 30 年 3 月

町村合併により、管轄区域が 1 市と北郡 4 町 3 村となった。

五所川原市、  
鶴田町（六郷村、梅沢村合併。西郡水元村編入）、板柳町（小阿弥村、沿川村合併。  
南郡畑岡村編入）、金木町（喜良市村、嘉瀬村（大字毘沙門だけ五所川原市へ、その  
他は金木町へ合併）、中里町（武田村、内潟村合併）、  
七和村、市浦村（相内村、脇元村合併。西郡十三村編入）、小泊村

昭和 31 年 9 月

北郡七和村が大字下石川（下石川は浪岡町へ編入）を除き五所川原市へ編入された。  
管轄区域は五所川原市と北郡板柳町、金木町、中里町、鶴田町、市浦村、小泊村の 1 市  
4 町 2 村となった。

昭和 33 年 5 月

保健所処務規定の改正により 3 係制となる。

昭和 34 年 4 月

性病診療所廃止となる。

昭和 37 年 4 月

保健所機構改正により保健婦係が新設され、4 係制となる。  
所長、次長 — 総務係、環境衛生係、保健予防係、保健婦係。

昭和 38 年 4 月

行政組織規則の改正により 4 課制となる。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 32 名。

昭和 39 年 1 月

現在地に鉄筋コンクリート平家建ての庁舎が新築された。

昭和 43 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 5 課制となった。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課、職員数 37 名。

昭和 47 年 4 月

行政組織規則の一部改正により 4 課制となった。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課。職員数 40 名。

昭和 54 年 4 月

衛生指導監の職制が設けられた。

昭和 54 年 7 月

庁舎補修工事のため、仮庁舎（五所川原市新町 33-1 旧五所川原警察署）へ移転。

昭和 54 年 11 月

補修工事完了につき現在地へ移転。

平成 4 年 4 月

行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となり、保健予防課の事務の  
一部が健康増進課に移管された。  
所長、次長 — 総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課。職員数 31 名。

平成7年4月

市浦村保健婦駐在を廃止した。

平成8年4月

所長が鱒ヶ沢保健所兼務となる。

平成9年4月

部の再編により環境保健部の出先機関から健康福祉部の出先機関となる。

保健所再編のため、旧五所川原保健所管内から、板柳町が弘前保健所管内に編入され、旧鱒ヶ沢保健所管内の町村が管轄となったため、所管区域は1市6町7村となる。

五所川原市、  
鱒ヶ沢町（編入）、木造町（編入）、深浦町（編入）、金木町、中里町、鶴田町、  
森田村（編入）、岩崎村（編入）、柏村（編入）、稲垣村（編入）、車力村（編入）、  
市浦村、小泊村

五所川原保健所鱒ヶ沢支所が設置され、職員は9名となる。

平成14年4月1日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター（総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の1室3部制）」が新設され、五所川原保健所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「保健部（五所川原保健所併置）」に、鱒ヶ沢支所は同部の「鱒ヶ沢地区担当（五所川原保健所鱒ヶ沢支所併置）」となる。

「総務企画室」が保健部庁舎内に、「福祉部」と「こども相談部」は五所川原市栄町10の合同庁舎内に配置された。総務企画室の職員数は11名。保健部は保健予防課、生活衛生課（環境衛生課から改称）、健康増進課の3課体制となり、職員数は鱒ヶ沢地区担当を含め37名。

平成17年4月1日

平成17年2月以降の市町村合併により、管轄区域が2市4町となった。

五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併）、つがる市（木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村合併）、  
鱒ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町

平成18年4月1日

行政組織規則の一部改正により、五所川原保健所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成19年4月1日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、総務企画室は企画調整室となる。職員数7名。

同じく保健部は保健総室（五所川原保健所併置）となり、保健予防課は事務の一部を健康増進課に移管し、指導予防課となる。職員数32名。

平成20年4月1日

行政組織規則の一部改正により、企画調整室が保健総室に統合される。職員数35名。

## 2-2 福祉こども総室（西北地方福祉事務所）

昭和 26 年 10 月 1 日

県条例第 62 号により、西津軽社会福祉事務所(鯨ヶ沢町設置)、北津軽社会福祉事務所(五所川原町設置)として発足する。

昭和 29 年 5 月 1 日

各出先機関の統廃合により、両事務所が統合され西北地方福祉事務所となる。西郡 20 ケ町村、北郡 23 ケ町村を管轄する。

昭和 29 年 10 月 1 日

五所川原市が誕生する。

昭和 30 年に入り、各町村の合併により西北郡 14 ケ町村を管轄する。

昭和 39 年 4 月 1 日

西郡町村長の要望により、鯨ヶ沢支所が設置され、鯨ヶ沢町、深浦町及び岩崎村を管轄する。

昭和 54 年 7 月 5 日

現五所川原合同庁舎に移転する。

昭和 55 年 4 月 1 日

六法総合担当の新福祉事務所に移行する。

平成 5 年 4 月 1 日

福祉関係 8 法が改正され、平成 5 年 4 月から老人及び身障施設の入所措置事務等の町村への移譲に伴い、組織改正する。

平成 9 年 4 月 1 日

板柳町が中南地方福祉事務所に移管となる。また鯨ヶ沢支所が旧鯨ヶ沢保健所の庁舎に移転し、五所川原保健所鯨ヶ沢支所と同一フロアで業務を行う。

平成 12 年 4 月 1 日

弘前児童相談所五所川原支所開設により児童福祉施設入所措置事務等が支所に移管する。

児童の補装具交付及び日常生活用具給付事務が町村へ移譲となる。

平成 14 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター(総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の 1 室 3 部制)」が新設され、西北地方福祉事務所は「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「福祉部(西北地方福祉事務所併置)」に、鯨ヶ沢支所は同部の「鯨ヶ沢地区担当(西北地方福祉事務所鯨ヶ沢支所併置)」となる。「福祉部」庁舎は「こども相談部」とともに五所川原市栄町 10 の合同庁舎内に従前どおり配置された。福祉部は福祉調整課、福祉推進第一課、福祉推進第二課の 3 課体制となり、職員数は鯨ヶ沢地区担当を含め 41 名。

平成 16 年 4 月 1 日

組織改編により、福祉部は、福祉調整課、保護課と鯨ヶ沢支所の 2 課 1 支所となり、職員数は、鯨ヶ沢地域担当を含め 38 名。

平成 17 年 4 月 1 日

平成 17 年 2 月以降の市町村合併に伴い、生活保護業務の管轄区域は、鱒ヶ沢町、深浦町、中泊町、鶴田町の 4 町となり、職員数は、鱒ヶ沢地区担当を含め 29 名。

平成 18 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、西北地方福祉事務所鱒ヶ沢支所廃止となる。

平成 19 年 4 月 1 日

行政組織の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、福祉総室（西北地方福祉事務所併置）となる。職員数 27 名。

平成 20 年 4 月 1 日

行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が統合され、福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所併設）となる。職員数 27 名（兼務 2 名）。

平成 25 年 4 月 1 日

実施する事業が区域を越えない社会福祉法人の認可及び指導監査等の権限が市に委譲される。各地方福祉事務所で所管していた特別児童扶養手当事務、児童扶養手当事務、特別障害者手当等事務、社会福祉法人等指導監査業務が東地方福祉事務所に業務集約される。

平成 30 年 4 月 1 日

次長が福祉調整課長兼務となり、青森県型地域共生社会担当が配置される。職員数 23 名。

令和 4 年 4 月 1 日

青森県型地域共生社会担当が福祉調整課に編入される。

## 2-3 福祉こども総室（五所川原児童相談所）

平成12年4月1日

児童相談所の再編により、弘前児童相談所所管地域のうち五所川原市、西津軽郡3町5村、北津軽郡3町2村（板柳町を除く）を分割所管することとして、弘前児童相談所五所川原支所が五所川原市栄町10の合同庁舎内に開設された。職員数6名。

平成14年4月1日

行政組織規則の一部改正により、保健所、福祉事務所、児童相談所を統合した「健康福祉こどもセンター（総務企画室、保健部、福祉部、こども相談部の1室3部制）が新設され、弘前児童相談所五所川原支所は、「西北地方健康福祉こどもセンター」の内部組織である「こども相談部（支所から格上げされた五所川原児童相談所併置）」となる。

「こども相談部」庁舎は、「福祉部」とともに五所川原市栄町10の合同庁舎内に従前どおり配置された。

こども相談部は、こども相談第一課及び、こども相談第二課の2課制で職員数は14名。

平成17年4月1日

市町村合併により、管轄区域が2市と北郡2町、西郡2町となった。

五所川原市（五所川原市、金木町、市浦村合併） つがる市（木造町、稲垣村、車力村、柏村、森田村合併） 鱒ヶ沢町、深浦町（深浦町、岩崎村合併）、中泊町（中里町、小泊村合併）、鶴田町
--

こども相談部は、こども相談第一課、こども相談第二課の二課制で職員数は13名。

平成19年4月1日

行政組織規則の一部改正により、総合的な出先機関として西北地域県民局が設置され、西北地方健康福祉こどもセンターは、西北地域県民局の内部組織である地域健康福祉部となる。

これに伴い、こども相談総室（五所川原児童相談所併置）となり、課制が廃止され、次長が配置された。職員数11名。

平成20年4月1日

行政組織規則の一部改正により、福祉総室とこども相談総室が組織統合され福祉こども総室（西北地方福祉事務所及び五所川原児童相談所が併置）となる。職員数は11名（兼務2名）

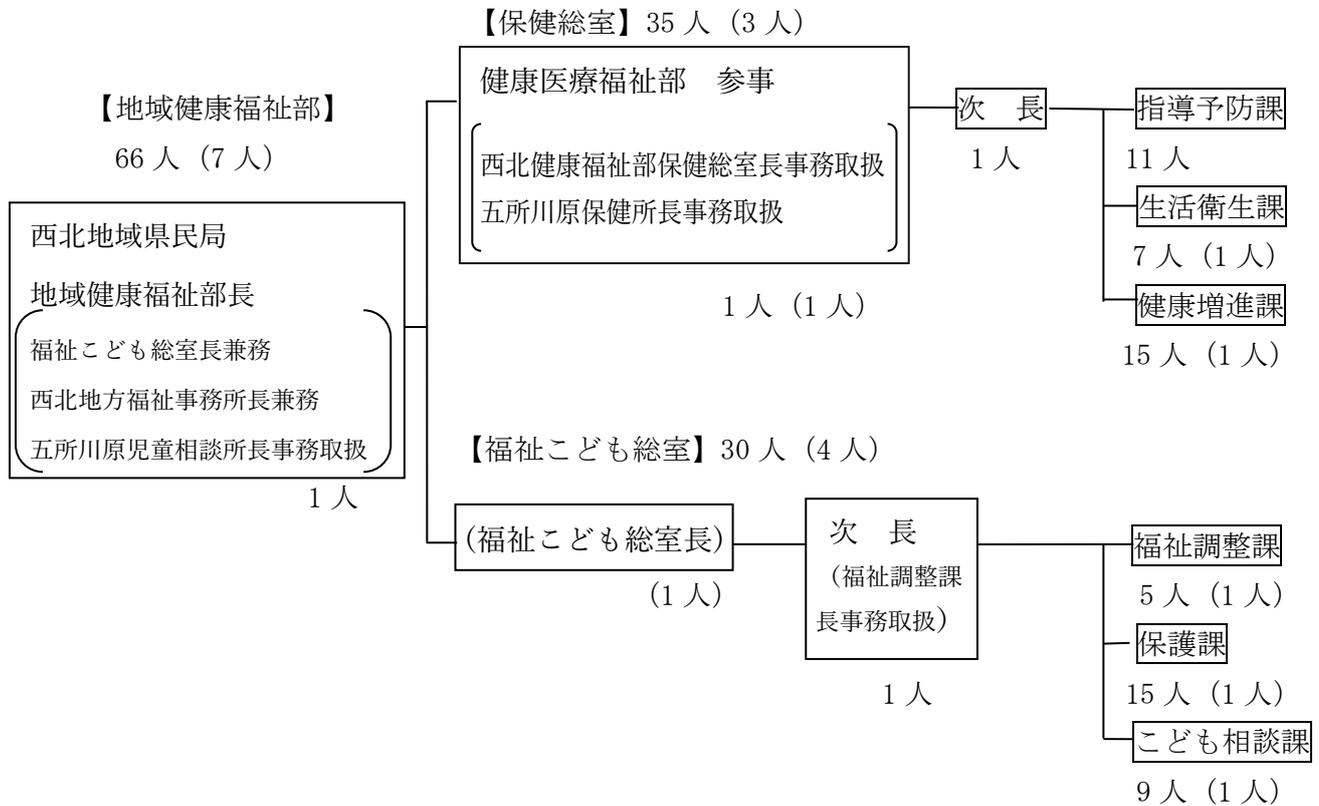
令和4年4月1日

市町村支援児童福祉司及び保健師が配置される（いずれも兼務）。職員数は14名（兼務4名）

### 3 機構図と分掌事務

#### 3-1 機構図

(令和6年4月1日現在)



※職員数は正職員の数。( )は事務取扱兼務〈再掲〉

## 3-2 分掌事務

### (1) 保健総室（五所川原保健所）

#### <指導予防課>

1. 地域健康福祉部内の庶務に関する事。
2. 衛生教育に関する事。
3. 地域保健に係る統計調査に関する事。
4. 地域保健に関する調査及び研究に関する事。
5. 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関する事。
6. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、歯科技工士、栄養士及び調理師等に関する事
7. 死体解剖保存に関する事。
8. 薬局及び医薬品販売業に関する事。
9. 毒物及び劇物に関する事。
10. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する事。
11. 医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関する事。
12. 感染症、結核その他の疾病の予防に関する事。
13. 診療エックス線に関する事。
14. 予防接種に関する事。
15. 医師臨床研修に関する事。

#### <生活衛生課>

1. 食品衛生に関する事。
2. 化製場等に関する事。
3. 旅館業、住宅宿泊事業法、公衆浴場及び興行場に関する事。
4. 理容師及び美容師に関する事。
5. クリーニング業に関する事。
6. 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する事。
7. 墓地及び埋葬に関する事。
8. 建築衛生一般に関する事。
9. 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事。
10. 温泉に関する事。

### ＜健康増進課＞

1. 栄養改善に関すること。
2. 母体保護に関すること。
3. 児童の健康相談に関すること。
4. 健康づくり推進事業に関すること。
5. 母子保健に関すること。
6. 口腔保健に関すること。
7. 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
8. 難病対策に関すること。
9. 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること。
10. 人材育成、看護学生等の実習に関すること。
11. 地域保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進に関すること。

## (2) 福祉こども総室（西北地方福祉事務所、五所川原児童相談所）

### ＜福祉調整課＞

1. 地域共生社会の推進に関すること。
2. 児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護及び育成の措置に関すること。
3. 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
5. 戦傷病者特別援護法の規定による更生医療の給付及び補装具の支給に関すること。

### ＜保護課＞

1. 生活保護法に関すること。
2. 社会福祉統計に関すること。

### ＜こども相談課＞

1. 児童の養護・非行・不登校・育成・保健・障害等に係る相談、調査、指導及び措置に関すること。
2. 1歳6ヶ月児・3歳児精神発達精密健康診査事後指導に関すること。
3. 心理判定・心理治療に関すること。
4. 医学診断及び指導に関すること。
5. 里親の調査指導、里親会の育成指導及び民間フォスターリング機関との連絡調整に関すること。
6. 障害児施設給付費の支給決定に関すること。
7. 市町の子ども家庭相談への支援に関すること。

### 3-3 各総室別・職種別職員数

(令和6年4月1日現在) (単位:人)

職 種		一	心	福	医	歯	獣	薬	保	栄	診	水	合
総室・職名		般	理	社	師	科	医	劑	健	養	療	産	計
		事	判			医	師	師	師	士	放		
		務	定			師					射		
			員								線		
											技		
											師		
部 長		1											1
保 健 総 室	総室長				1 (1)								1 (1)
	次 長							1					1
	副参事												
	総括主幹						1		1				2
	課 長						(1)	1	(1)				1 (2)
	主 幹	1					2						3
	主 査	3					1	1	2	1	1		9
	主 事	3											3
	技 師					1		3	9	1		1	15
	小 計	7				1 (1)	1	4 (1)	6	12 (1)	2	1	1
福 祉 こ ど も 総 室	総室長	(1)											(1)
	次 長	1											1
	総括主幹	1	1										2
	総括主幹専門員	1											1
	課 長	(2)	(1)										(3)
	主 幹	3	2										5
	主 査	5	1	1									7
	主任専門員	1											1
	主 事	8	1	4									13
	小 計	20 (3)	5 (1)	5									
合 計		28 (3)	5 (1)	5	1 (1)	1	4 (1)	6	12 (1)	2	1	1	66 (7)

※ 職員数は、正職員（定年退職後の再任用職員を含む）の数で、会計年度任用職員等数は計上していない。

注 1 ( ) は事務取扱兼務《再掲》

2 福祉子ども総室の総括主幹専門員、主任専門員は再任用フルタイム職員であり@1人でカウントしている。

4 令和6年度各総室行事予定

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
総室・課							
保健 総室	指導予防課	五所川原保健所結核診査協議会（以降毎月2回開催）		不正大麻・けし撲滅運動（～9月） 薬物乱用防止啓発促進事業（～2月） 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（～7月） H I V検査普及週間（1～7日） 薬物乱用防止指導員連合協議会（書面開催）	医薬品・医療機器等一斉監視指導（～12月） 「愛の血液助け合い運動」月間 献血感謝の集い 財務事務検査 薬物乱用防止指導員地区協議会・研修会		結核予防週間（24～30日） 救急医療週間（8～14日） 西北地域感染症対策研修会
	生活衛生課	理容所・美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場等監視（～3月） 特定建築物監視（～3月） 温泉利用・レジオネラ施設監視（～3月） 食品衛生責任者講習会（実務） 学校給食施設監視（～7月） カンピロバクター食中毒及び腸管出血性大腸菌食中毒対策（～3月） 食品表示対策（～3月） 食品施設監視指導（～3月）	食品収去検査（～3月） 食品衛生責任者講習会（養成、実務）	食品衛生推進員講習会 食品衛生責任者講習会（養成、実務） 仕出し、弁当による食中毒予防強化月間（～10月）	遊泳用プールの衛生監視 食品衛生責任者講習会（養成、実務） 食品等夏期一斉取締り	食品衛生月間 食中毒予防キャンペーン きのこ食中毒予防月間（～10月） 社会福祉施設等給食監視（～3月）	食品衛生責任者講習会（養成）
	健康増進課		世界禁煙デー及び禁煙週間（31日～6日） 給食施設栄養管理指導（～2月）	世界禁煙デー及び禁煙週間（31日～6日） 第1回西北地方保健協力員代表者会議		西北地方保健協力員連絡・研修会 市町行政栄養士連絡調整会議・研修会 第1回新任保健師研修（地域保健関係者研修）	健康増進普及月間 自殺予防週間（10日～16日）
福祉 子ども総室	福祉調整課	西北郡民生児童委員協議会理事会		西北郡民生児童委員協議会総会・研修会	社会福祉法人による地域貢献活動連絡協議会第1回総会（つがる市、中泊町）		第1回地方福祉事務所長会議
	保護課						
	子ども相談課		児童福祉週間（5～11日） 西北五里親会総会		児童相談所業務検討会議（中央児相）	児童相談所長会議（中央児相）	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議

月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健 総室	指導予防課	くすりと健康の週間（17～23日） 麻薬・覚醒剤大麻乱用防止運動（～11月）	予備監査	世界エイズデー（12月1日）・レッドリボンキャンペーン 西北五地域災害医療対策協議会	はたちの献血キャンペーン（～2月）	市町村献血推進事業担当課長会議 西北五地域保健医療推進協議会	
	生活衛生課	生活衛生・食品衛生関係職員研修会 食品衛生責任者講習会（実務）	ノロウイルス食中毒予防月間（～2月） 食品衛生責任者講習会（養成、実務） 食品営業施設（フグ）監視	食品等年末一斉取締り 食品営業施設（ハタハタ）監視 食品衛生責任者講習会（養成）		食品衛生責任者講習会（養成）	
	健康増進課	難病対策地域協議会 母子保健ネットワーク会議	西北五地域生活支援広域調整会議 県民健康・栄養調査 8020運動推進特別事業研修会	第2回新任保健師研修（地域保健関係者研修） 精神科救急医療システム連絡調整委員会	保健師業務連絡会議 第2回西北地方保健協力員代表者会議 第3回新任保健師研修（地域保健関係者研修）	給食施設栄養管理指導事業事業研修会	自殺対策強化月間
福祉 子ども総室	福祉調整課	青森県社会福祉大会（青森市）	西北郡・五所川原市・つがる市民生委員児童委員合同研修会	社会福祉法人による地域貢献活動連絡協議会第2回総会・研修会（つがる市、中泊町）		第2回地方福祉事務所長会議	社会福祉法人による地域貢献活動連絡協議会第3回総会（つがる市、中泊町）
	保護課			生活保護法施行事務監査（17日～20日）			福祉事務所生活保護担当課長及び査察指導員等会議
	子ども相談課	里親月間 青森県児童相談所と警察による合同研修（警察学校）	児童虐待防止推進月間			児童相談所業務検討会議（中央児相）	児童相談所長会議（中央児相）

## 5 令和6年度相談等日程表

### (1) 保健総室

実施項目	実施曜日	受付及び開催時間
こころの健康相談 (要予約)	第2木曜日	午後1:00～2:00
エイズ相談・検査 (即日検査) (要予約)	第2火曜日 6月13日は特設日 (13:30～15:00)	午後3:30～4:45
ウイルス性肝炎検査 (要予約)	第3水曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前11:00～12:00
結核接触者健診 (QFT検査を含む)	第3水曜日 月により定期実施日 以外に実施もあり	午前9:00～11:00
骨髄移植一般相談 (要予約)	随時受付	午前8:30～午後5:15

### (2) 福祉こども総室

随時（月曜日～金曜日午前8:30～午後5:15）

## 6 令和5年度歳入・歳出関係

### (1) 歳入

#### (1) - 1 保健総室関係

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
財産貸付収入	3,000	3,000		
土地建物等	3,000	3,000		
健康福祉政策課	3,000	3,000		
延滞金	303,630	0		303,630
過年度収入	303,630	0		303,630
知事部局	303,630	0		303,630
雑入	97,390	97,390		
雑入	97,016	97,016		
知事部局	97,016	97,016		
光熱水費	20,010	20,010		
みちのく有料道路回数券払戻	77,006	77,006		
総務費	374	374		
情報公開	374	374		
個人情報保護	0	0		
計	404,020	100,390		303,630

#### (1) - 2 証紙収入 (保健総室)

(単位：円)

科 目	件 数	金 額
総務手数料	27	19,650
証明	27	19,650
総務学事課	27	19,650
環境保健手数料	661	8,691,100
医薬費	179	1,327,200
医療施設等許可	3	79,000
麻薬免許	103	411,200
医薬品医療機器等	73	837,000
自然保護費	21	735,000
温泉	21	735,000
生活衛生費	461	6,628,900
食品関係営業許可	434	6,045,900
興行場営業許可	1	8,600
公衆浴場営業許可	4	88,000
旅館営業許可	9	183,400
理容所等開設検査	8	128,000
クリーニング所開設検査		
建築物衛生管理業者登録	5	175,000
計	688	8,710,750

## (1) - 3 福祉こども総室関係 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
雑入	52,344,336	18,746,908	80,032	33,517,396
民生費	19,835,896	16,930,003		2,905,893
生活保護費	19,835,896	16,930,003		2,905,893
生活保護費返還金(63条)	19,031,739	16,767,808		2,263,931
生活保護費返還金(78条)	84,061	71,500		12,561
生活保護費返還金(戻入)	720,096	90,695		629,401
過年度収入	32,508,440	1,816,905	80,032	30,611,503
知事部局	32,508,440	1,816,905	80,032	30,611,503
生活保護費返還金(63条)	12,432,276	744,471	48,020	11,639,785
生活保護費返還金(78条)	18,463,274	908,745		17,554,529
生活保護費返還金(戻入)	1,612,750	163,689	32,012	1,417,049
督促手数料(措置：こ)	140			140
計	52,344,336	18,746,908	80,032	33,517,396

## (1) - 4 母子父子寡婦福祉資金特別会計 (西北地方福祉事務所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
母子福祉資金貸付金収入	66,891,953	36,811,375		30,080,578
現年度収入	37,240,544	33,078,887		4,161,657
元金	37,240,544	33,078,887		4,161,657
利子				
過年度収入	29,651,409	3,732,488		25,918,921
元金	29,651,409	3,732,488		25,918,921
利子				
寡婦福祉資金貸付金収入	1,781,800	1,411,882		369,918
現年度収入	1,437,858	1,375,881		61,977
元金	1,437,858	1,375,881		61,977
利子				
過年度収入	343,942	36,001		307,941
元金	343,767	36,001		307,766
利子	175			175
父子福祉資金貸付金収入	851,982	569,239		282,743
現年度収入	590,191	506,160		84,031
元金	590,191	506,160		84,031
利子				
過年度収入	261,791	63,079		198,712
元金	261,791	63,079		198,712
利子				
雑入	113,160			113,160
現年度収入				
過年度収入	113,160			113,160
計	69,638,895	38,792,496		30,846,399

## (1) -5 福祉こども総室関係 (五所川原児童相談所)

(単位：円)

科 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
民生負担金				
児童福祉費	3,158,160	2,327,510		830,650
児童心理治療施設等措置費				
乳児院・助産施設措置費				
子ども自立センターみらい費	27,000			27,000
里親・母子生活支援施設措置費	3,030,360	2,244,710		785,650
知的障害児等措置費	100,800	82,800		18,000
計	3,158,160	2,327,510		830,650
過年度収入				
知事部局	1,872,630	193,500	0	1,679,130
児童心理治療施設等措置費	9,400			9,400
乳児院・助産施設措置費				
子ども自立センターみらい費				
里親・母子生活支援施設措置費	1,296,730	189,500		1,107,230
知的障害児等措置費	566,500	4,000		562,500
計	1,872,630	193,500	0	1,679,130

## (2) 歳出

## (2)-1 一般会計

(単位：円)

款 項 目	令 達 額	支出済額	残 額
総務費	66,000	66,000	0
総務管理費	66,000	66,000	0
財産管理費	66,000	66,000	0
民生費	548,404,340	534,842,500	13,561,840
社会福祉費	15,802,658	14,294,373	1,508,285
社会福祉総務費	12,381,000	11,206,269	1,174,731
福祉事務所費	2,889,258	2,789,844	99,414
老人福祉費	230,000	91,300	138,700
婦人福祉費	128,000	32,560	95,440
女性相談所費	34,000	34,000	0
地域福祉費	140,400	140,400	0
児童福祉費	16,350,682	15,322,657	1,028,025
児童福祉総務費	1,216,000	1,200,000	16,000
児童福祉総務費（繰越）	500,000	0	500,000
児童措置費	10,619,400	10,618,802	598
児童相談所費	3,917,282	3,477,330	439,952
ひとり親家庭等福祉費	93,000	26,525	66,475
障がい児福祉費	5,000	0	5,000
生活保護費	516,131,000	505,225,470	10,905,530
生活保護総務費	4,174,000	4,012,947	161,053
扶助費	511,957,000	501,212,523	10,744,477
災害救助費	120,000	0	120,000
救助費	120,000	0	120,000
環境保健費	24,899,547	19,772,616	5,126,931
公衆衛生費	9,743,610	6,598,672	3,144,938
結核対策費	1,889,600	1,480,394	409,206
予防費	5,017,400	2,631,227	2,386,173
母子保健対策費	254,900	195,440	59,460
精神保健福祉費	1,111,210	877,730	233,480
生活習慣病対策費	1,470,500	1,413,881	56,619
環境衛生費	1,907,160	1,857,600	49,560
食品衛生費	1,445,000	1,397,640	47,360
生活衛生総務費	370,160	367,960	2,200
生活衛生指導費	92,000	92,000	0
保健所費	11,792,707	10,141,889	1,650,818
保健所費	11,792,707	10,141,889	1,650,818
医薬費	1,398,070	1,116,455	281,615
医務費	576,000	318,975	257,025
薬務費	263,340	262,900	440
企画調整費	558,730	534,580	24,150
自然保護費	58,000	58,000	0
自然保護総務費	58,000	58,000	0
計	573,369,887	554,681,116	18,688,771

## (2) -2 母子父子寡婦福祉資金特別会計

(単位：円)

款項目	令達額	支出済額	残額
母子父子寡婦福祉資金貸付	39,440,000	28,466,206	10,973,794
母子父子寡婦福祉資金貸付	39,440,000	28,466,206	10,973,794
指導調査費	440,000	437,206	2,794
母子福祉資金貸付費	30,000,000	22,082,000	7,918,000
寡婦福祉資金貸付費	4,500,000	2,952,000	1,548,000
父子福祉資金貸付費	4,500,000	2,995,000	1,505,000
計	39,440,000	28,466,206	10,973,794

## 第2 各総室の事業概要（令和5年度実績）

### 1 保健総室【五所川原保健所】

#### 1-1 指導予防課関係業務

##### 1-1-1 衛生教育

日常の暮らしの中での健康増進や生活衛生、子育て問題等について、各種研修会の場などを利用して、地域住民に広く保健衛生思想の普及向上を図るための衛生教育を実施した。令和5年度は3回実施し、延べ参加人員は77人である。

（単位：回、人）

教育内容	実施回数	延べ参加人数
感染症 (結核・エイズを除く)		
結核		
精神		
難病		
母子		
成人・老人		
栄養・健康増進		
医事・薬事	3	77
食品		
環境		
その他		
合計	3	77

## 1-1-2 医療及び薬事関係

### (1) 医療施設等の状況

病院の施設数・病床数は令和4年度末から増減はなかった。診療所の施設数は令和4年度末から2施設減少し、診療所病床数は4床減少した。

(令和6年3月31日現在)(単位：施設(箇所)、病床数(床))

区分	総数	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
病院	8	6	1	1			
病床数	980	877	43	60			
一般	560	500		60			
精神	164	164					
結核							
感染症	4	4					
療養	252	209	43				
診療所無床	72	40	10	4	5	5	8
診療所所有床	3	2	0	1			
病床数	56	37	0	19			
一般	56	37	0	19			
療養							
歯科診療所	39	21	9	2	2	3	2
助産所	1			1			
施術所	84	44	18	6	7	5	4
歯科技工所	11	7	2	1		1	
衛生検査所							
介護老人保健施設	6	2	1	1	1	1	

## (2) 医薬品販売業者等数

令和5年度末現在、調剤業務を行う薬局や一般用医薬品を販売する店舗販売業の増減はなかった。

また、コンタクトレンズや血糖測定器等の高度管理医療機器等を取り扱う営業所は2施設増加し、補聴器等の管理医療機器を取り扱う営業所は6施設増加した。

(令和6年3月31日現在)

区 分	総 数	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
薬 局	55	38	7	3	1	3	3
卸 売 販 売 業	8	6	1	1			
店 舗 販 売 業	49	23	12	4	2	3	5
配 置 販 売 業	5	3	2				
配 置 従 事 者	18	10	7			1	
特 例 販 売 業							
一 般							
医 療 機 器 修 理 業	1	1					
高度管理医療機器等	57	41	9	3	1	2	1
販 売 業	42	28	7	4	1	1	1
貸 与 業							
販 売 業 ・ 貸 与 業	15	12	2			1	
管 理 医 療 機 器	240	119	61	18	13	13	16
販 売 業	217	104	55	17	13	13	15
貸 与 業							
販 売 業 ・ 貸 与 業	23	15	6	1			1
毒 物 劇 物 販 売 業	73	32	19	5	3	3	11
一 般	25	20	4			0	1
農 業 用 品 目	45	10	15	4	3	3	10
特 定 品 目	3	2		1			
麻 薬 卸 売 業	1	1					
麻 薬 小 売 業	49	33	7	3	1	3	2
医 薬 品 製 造 業	0	0					
医 薬 品 製 造 販 売 業							
医 療 機 器 製 造 業	1	1					
薬 局 医 薬 品 製 造 業	1	1					
薬 局 医 薬 品 製 造 販 売 業	1	1					

(3) 医療監視の状況

病院及び診療所等が、医療法その他の法令に規定された適正な管理運営がされているかどうか検査することにより、地域住民に適切な医療等が提供されることを目的に実施している。

(単位：実施数(件)、実施率(%))

年 度 区分	R5		R4		R3	
	対象施設	実施数 実施率	対象施設	実施数 実施率	対象施設	実施数 実施率
病 院	8	8 100.0	8	8 100	8	8 100
一般診療所	75	23 30.7	77	36 46.8	77	14 18.2
歯科診療所	39	16 41.0	43	1 2.4	43	
助 産 所	1		1		1	
施 術 所	84	15 17.9	88	7 7.8	88	4 4.5
歯科技工所	11		11		14	

#### (4) 薬事監視の状況

薬局及び医薬品販売業者等が、関係法令を遵守し、医薬品等の適正な管理がされているかどうか監視・指導を行い、消費者が安心して医薬品を購入できる体制の確保に努めている。また、麻薬取扱施設に対しては、麻薬及び向精神薬取締法に基づく適正使用や保管管理について監視・指導している。

(単位：実施数(件)、実施率(%))

年 度 区分	R5		R4		R3	
	対象施設	実施数	対象施設	対象施設	対象施設	実施数
		実施率		実施率		実施率
薬 局	55	36	55	32	54	33
		65.5		58.2		61.1
卸 売 販 売 業	8	9	8	2	9	5
		112.5		25.0		55.6
店 舗 販 売 業	49	18	49	13	46	33
		36.7		28.3		71.7
配 置 販 売 業	5		5		5	
特 例 販 売 業						
医 療 機 器 修 理 業	1	1	1		1	
		100				
高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業	42	26	40	26	39	25
		61.9		65.0		64.1
高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業 ・ 貸 与 業	15	13	15	5	15	5
		86.7		33.3		33.3
管 理 医 療 機 器 販 売 業	217	19	213	12	211	2
		8.76		5.63		0.9
管 理 医 療 機 器 販 売 業 貸 与 業	23		21	1	23	10
				4.76		43.4
医 薬 品 製 造 業	0		0		1	
医 薬 品 製 造 販 売 業	0		0		1	
医 療 機 器 製 造 業	1		1		1	
薬 局 医 薬 品 製 造 業	1		1		1	
薬 局 医 薬 品 製 造 販 売 業	1		1		1	
毒 物 劇 物 販 売 業	73	31	75	24	77	21
		42.5		32.0		27.2
麻 薬 取 扱 施 設	91	62	93	46	90	35
		68.1		49.5		38.9

(5) 不正大麻・けしの抜去状況

毎年6月から9月まで実施される「不正大麻・けし撲滅運動」の期間中に実施し、管内市町を巡回の上、発見した際は除去している。

(単位：箇所／本)

区分		年度	R5	R4	R3
大麻	管内				
	県		96/947,518	70/47,417	85/48,239
けし	管内		10/270	17/765	51/2,470
	県		42/3,095	48/2,895	114/10,442

(6) 薬物乱用防止に関する研修会

薬物乱用の防止を図るため地域に密着した啓発活動等が行われることを目的として、研修会を実施している。

年月日	実施場所	対象及び人数
令和5年7月5日	五所川原市民学習情報センター	会員(27名)
令和5年7月12日	五所川原第一中学校	中学生(189名)
令和5年9月7日	県立森田養護学校	学生等(42名)
令和5年10月31日	深浦町立大戸瀬中学校	中学生等(21名)
令和5年11月28日	鱒ヶ沢町立西海小学校	小学生等(25名)

(7) 移動採血車及び出張採血による献血状況

「県内の医療機関で必要な血液はすべて県民の善意の献血で確保する」を基本理念に、地域住民の理解を求め、血液センターの移動採血車等が職域等に出向き、献血者の協力を得て確保に努めている。

・ 令和5年度献血実績(献血バス分) (令和6年3月31日現在)

区分	全血献血				
	200m l (人)	400m l (人)	目標量 (L)	確保量 (L)	達成率 (%)
市町村					
五所川原市	27	707	365.4	288.2	78.9
つがる市	17	837	348.0	338.2	97.2
鱒ヶ沢町		95	38.0	52.2	72.8
深浦町		64	34.8	25.6	73.6
中泊町		101	52.2	40.4	77.4
鶴田町		197	87.0	78.8	90.6
管内(計)	44	2001	925.4	823.4	90.0
青森県	837	24537	9570.0	9982.2	104.3

※成分献血については、平成21年度より献血バスが廃止。

**(8) 西北五地域災害医療対策協議会**

災害時において関係機関が連携して地域医療を確保するため、二次保健医療圏ごとに地域災害医療対策協議会を設置し、災害時の連携体制構築に向けた協議を行うとともに、日頃から顔の見える関係を築くことを目的としている。

令和5年度は、令和6年2月20日に書面開催した。

**1-1-3 感染症予防関係**

**(1) エイズ予防関係**

保健所に相談窓口を開設し、エイズ及び性感染症のまん延防止を図るため、無料・匿名での血液検査を月1回実施している。なお、平成24年7月から夜間即日検査を導入した。

(単位：件)

区分 年度	血液検査		相 談					
	採血件数		相談件数		内 訳			
	男	女	男	女	電 話		来 所	
					男	女	男	女
R5	26	13	6	0	6	0		
R4	16	4	3	2	3	2		
R3	20	3	6	1	6	1		

**(2) 肝炎ウイルス相談・検査事業**

保健所に相談窓口を開設し、C型肝炎ウイルス及びB型肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療を図り肝硬変や肝がん等への進行を予防することを目的に相談や血液無料検査を実施している。

(単位：件)

区分 年度	血液検査		相 談		
	採血件数		相談件数	内 訳	
	男	女		電 話	来 所
R5			2	2	
R4					
R3					

(3) 肝炎治療特別推進事業

C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ治療に要する医療費の一部を助成する事業であり、保健所が申請受理を行っている。

(単位：件)

区分 年度	インターフェロン フリー治療	インターフェロン治療		核酸アナログ製剤 治療（更新含）
		C型	B型	
R5	12			78
R4	9			76
R3	17			76

(4) 感染症発生状況

令和5年は二類～五類感染症(全数把握)の発生が計12件あった。感染症発生時は、感染源や感染経路の調査感染予防のための実地指導を行った。また、感染性胃腸炎等が集団発生した際には、まん延防止に係る指導等を行った。

(単位：件)

区分 年度	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症 (全数把握)
R5		8 (結核 6 LTBI 2)	1 (腸管出血性大 腸菌感染症 1)	3 (レジオネラ症 2 つつが虫病 1)	
R4		13 (結核 7 LTBI 6)		4 (レジオネラ症 3 つつが虫病 1)	1 (カルバペネ ム耐性腸内細 菌科細菌感染 症 1)
R3		17 (結核 14 LTBI 3)	3 (腸管出血性大 腸菌感染症 3)	2 (つつが虫病 2)	1 (クロイツフェ ルト・ヤコブ 病 1)

【集団発生状況】

(単位：施設)

区分 年度	五類感染症（定点報告疾患）		
	感染性胃腸炎	インフルエンザ	その他
R5	7	12	新型コロナウイルス感染症 34
R4	1		RS ウイルス感染症 1
R3	1		RS ウイルス感染症 1

## 1-1-4 結核予防関係

### (1) 結核患者登録状況(市町別・活動性分類、年齢別)

令和5年中の管内の新登録患者は8人で前年より5人減少し、令和5年末の全登録患者総数は28人で前年末より5人減少した。新登録患者は、全て高齢者であった。

結核の早期発見、早期治療のため、接触者健康診断及び管理検診を推進するとともに、結核に関する知識の普及啓発等を積極的に行っている。結核の早期発見、早期治療のため、接触者健康診断及び管理検診を推進するとともに、結核に関する知識の普及啓発等を積極的に行っている。

#### (1)-1-1 新登録患者数 市町別・活動性分類

(令和5年1月1日～令和5年12月31日) (単位:人)

区分	活動性結核								潜在性結核感染症(別掲)	
	総数	性別		肺結核			肺外結核活動性			
		男	女	喀痰塗抹陽性		その他の結核菌陽性		菌陰性その他		
市町名				初回治療	再治療					
五所川原市	4	2	2	1	1			2	2	
つがる市	1		1	1						
鱒ヶ沢町	1		1			1				
深浦町										
鶴田町	1	1		1						
中泊町	1	1		1						
年	R5	8	4	4	4	1	1		2	2
	R4	13	10	3	6	1		4	2	6
	R3	12	6	6	2	1	2	2	5	8

#### (1)-1-2 新登録患者数 年齢別 (令和5年1月1日～令和5年12月31日) (単位:人)

年齢階級	新登録患者数											潜在性結核感染症(別掲)	
	合計	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~		
市町名													
五所川原市	4(2)								2(1)	1	1(1)	2	
つがる市	1(1)										1(1)		
鱒ヶ沢町	1									1			
深浦町													
鶴田町	1(1)										1(1)		
中泊町	1(1)							1(1)					
年	R5	8(5)						1(1)	2(1)	2	3(3)	2	6
	R4	13(6)				1(1)	1(1)	1(1)	4(1)	5(2)	1	6	13(6)
	R3	12(3)		1			1(1)	2	2	6(2)		8	

65歳以上は8人(100%)であった。( )内は喀痰塗抹陽性を再掲。

(1) - 2 - 1 全登録患者数 市町別・活動性分類

(令和5年12月31日現在) (単位:人)

区分 市町名	総数	性別		活動性結核					不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症 (別掲)		
				肺結核活動性			肺外結核活動性						
		男	女	登録時喀痰塗沫陽性		登録時その他の菌陽性		登録時菌陰性その他					
				初回治療	再治療		治療中		観察中				
五所川原市	6	4	2		1			1	3	1	1	2	
つがる市	4	3	1						2	2		3	
鱒ヶ沢町	2	1	1			1				1			
深浦町	1	1							1			2	
鶴田町	2	1	1	1					1			1	
中泊町	3	2	1						2	1		1	
年	R5	18	12	6	1	1	1		1	9	5	1	9
	R4	33	23	10	5	1		1	1	10	15	7	17
	R3	24	15	9	2		1		2	15	4	3	16

(1) - 2 - 2 全登録患者数 年齢別

(令和5年12月31日現在) (単位:人)

年齢階級 市町名	合計	0 ~ 9	10 ~ 19	20 ~ 29	30 ~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80~ 89	90~	潜在性結核感染症 (別掲)	
												治療中	観察中
五所川原市	6(1)						1	1	3(1)	1		1	2
つがる市	4						1			2	1		3
鱒ヶ沢町	2									2			
深浦町	1								1				2
鶴田町	2(1)									1	1(1)		1
中泊町	3							1	1	1			1
年	R5	18(2)					2	2	5	7	2	1	9
	R4	33(5)			1		3(1)	5(1)	10(1)	14(2)		7	17
	R3	24(11)			1		1	4(1)	7(5)	10(4)	1(1)	3	23

65歳以上は15人(83.3%)であった。( )内は、登録時喀痰陽性を再掲。

## (2) 結核患者罹患率及び有病率

(令和5年12月31日現在)

区分		人口	新登録患者数 (人口10万対)	罹患率	活動性登録患者数 (人口10万対)	有病率
市町名						
	五所川原市	48,995	4	8.2	2	4.1
	つがる市	29,073	1	3.4	0	0.0
	鱒ヶ沢町	8,339	1	12.0	1	12.0
	深浦町	6,603	0	0.0	0	0.0
	鶴田町	11,317	1	8.8	1	8.8
	中泊町	8,820	1	11.3	0	0.0
管内合計	R5	113,147	8	7.1	4	3.5
	R4	115,759	13	11.2	8	6.9
	R3	117,229	12	10.2	5	4.3
R2	青森県	1,184,558	90	7.6	50	4.2
R2	全国	124,947,000	10,235	8.2	6,782	5.4

(人口：令和5年10月1日推定)

## (3) 結核診査協議会の診査状況

(単位：件)

年度	感染症法	申請	決定・承認	その他	その他の内訳
R5	第37条	14	14		
	第37条の2	11	11		
R4	第37条	16	16		
	第37条の2	33	33		
R3	第37条	47	47		
	第37条の2	26	26		

注 第37条…入院勧告を受けた患者、第37条の2…入院勧告以外の患者

## (4) 接触者健康診断及び管理検診実施数

(単位：件)

		接触者健診				管理検診				
		合計	保健所 実施	委託医 療機関	他の受診 を確認で きたもの	合計	保健所 実施	定期病 状調査	委託医 療機関	他の受診 を確認で きたもの
年 度	R5	40	38	2		47	41			6
	R4	59	54	5		38	33		2	3
	R3	32	27	5		24	19		5	
ツ反										
IGRA		30	29	1						
胸部エックス線		10	9	1		47	41			6
被 発 見	結核患者									
	潜在性結核感染症									

## (5) 訪問指導状況等

訪問指導等により、新登録患者や登録患者への療養指導、接触者への感染予防、発病予防の指導、正しい知識の提供、不安の軽減等を行っている。

令和5年度は、訪問：7件（延べ19件）、相談：電話延べ2件、来所延べ0件、関係機関（者）訪問延べ0件であった。

## (6) 結核対策特別促進事業実施状況

## ア 特別対策促進事業

## (ア) 院内DOTS

患者及び家族に対して結核の正しい知識を提供し、早期から不安の軽減と治療への動機づけを図った。（対象4件）

## (イ) 地域DOTS

服薬中断リスクやニーズに応じた服薬支援を、患者及びその家族、関係機関と連携しながら実施した。訪問5件（延べ11件）、薬局DOTS含むメールや電話は延べ10件、来所は延べ2件であった。

## (7) 市町長が行う結核定期健康診断及び BCG 接種状況

(単位：人)

区分 市町名		胸部エックス線検査			精密検査			被発見		BCG			
		対象者 (A)	受診者 (B)	受診率 (B/A)%	対象者 (C)	受診者 (D)	受診率 (D/C)%	菌 検 査	結核 発病 恐れ あり	対象者 (E)	受診者 (F)	受診率 (F/E)%	
五所川原市		18,973	3,620	19.1	86	59	68.6		0	0	196	84	42.9
つがる市		11,951	4,076	34.1	2	2	100.0		0	0	175	85	48.6
鱒ヶ沢町		4,078	750	18.4	0	0			0	0	32	11	34.4
深浦町		3,668	930	25.4	15	14	93.3		0	0	17	15	88.2
鶴田町		4,638	1,738	37.5	0	0			0	0	41	31	75.6
中泊町		4,789	1,301	27.2	41	15	36.6		0	0	28	25	89.3
年度	R5	48,097	12,415	25.8	144	90	62.5		0	0	489	521	51.3
	R4	48,081	11,880	24.7	194	166	85.6		0	0	437	433	99.1
	R3	48,615	11,693	24.1	153	142	87.2		0	0	487	440	90.3

注1 B欄には間接撮影を省略し直接撮影のみ実施した者を含む。

## (8) 事業所の長等が行う結核定期健康診断

(単位：人)

区分 事業所等		胸部エックス線検査			精密検査			指導区分		
		対象者 (A)	受診者 (B)	受診率 (B/A)%	対象者 (C)	受診者 (D)	受診率 (D/C)%	菌検査	要 医療	要 観察
事業者		5,534	5,318	96.1	55	33	60.0			
学校 長	733	732	99.9	4	4	100.0				
	139	139	100.0							
施設長		1,434	1,375	95.9	100	98	98.0			
年度	R5	7,840	7,564	96.4	159	135	84.9			
	R4	8,307	7,500	90.3	142	111	78.2			
	R3	8,163	7,876	96.5	141	124	87.9			

注1 B欄には間接撮影を省略して直接撮影のみ実施した者を含む。

### 1-1-5 健康危機管理関係

健康危機発生に備えた平常時からの準備として、当保健所職員を対象とした職場研修を企画し、PPE（個人防護具）の着脱訓練を行った。

健康危機管理に係る会議・研修会等

開催年月日	場 所	内 容
令和5年12月5日	五所川原保健所	感染予防策の基本 PPE着脱訓練 受講者：保健所職員

### 1-1-6 新型インフルエンザ関係

令和5年度は、抗インフルエンザウイルス薬の保管状況（8,000 カプセルを外部保管委託）の確認を実施した。西北地域新型インフルエンザ等対策協議会は開催しなかった。

### 1-1-7 新型コロナウイルス感染症関係

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症の定点把握疾患となったことに伴い、施設内感染管理の技術的助言指導を行う「青森県感染対策コンサルテーションチーム」が設置され、令和5年度は管内2施設に対し衛生指導を実施した。

### 1-1-8 西北五地域保健医療推進協議会

西北五地域における保健医療の推進のため、関係機関同士の「顔の見える関係」を構築するための情報交換の機会をつくり、それぞれの果たすべき役割等について明確化と意識共有を図ることを目的としている。

開催年月日・場所	参加人数	内 容
令和6年2月8日（木） 14:00～15:30 プラザマリユウ五所川原	31人	①報告 第8次青森県保健医療計画の概要（案）について ②協議事項 健康あおもり21（第2次）西北五地域計画の最終評価について ③その他 医療対策部会の再編について

## 1-1-9 人材育成・市町支援関係

### 地域保健関係者研修

地域住民が健康に対する意識を高め、地域で安心して生活できるよう、地域保健関係者が健康な地域づくりをめざして、専門的知識や技術を習得し、生活者重視の保健福祉サービスが提供できるように、地域保健関係者の資質向上と関係者間の連携強化を目的に、研修会を実施している。

回	開催年月日・場所	参加者	内 容
1	令和5年8月10日 五所川原市民学習情報センター 大教室	21人	〈第1回新任保健師研修〉 ①プライマリーヘルスケアにおける地域看護診断の過程と実践に向けて 公立大学法人青森県立保健大学看護学科教授 古川照美氏 ②親子プロジェクト ～中学生生活習慣病健診から見えたこと～ 鱒ヶ沢町ほけん福祉課 主任保健師 新保尚子氏
2	令和5年8月21日 五所川原市民学習情報センター 大教室	20人	〈第1回保健師業務連絡会議〉 ※難病対策地域協議会と併催 ①市町村、保健所の災害時の役割について 県健康福祉政策課 主査 藤巻嵩 ②五所川原保健所の難病患者支援について ～平時から災害時まで～ 五所川原保健所 主査 江良育子 ③令和4年8月豪雨災害時の町保健師の対応について 鱒ヶ沢町ほけん福祉課 健康推進班 班長 井上信子 氏
3	令和5年11月29日 五所川原市民学習情報センター 大教室	15人	〈第2回新任保健師研修〉 事例検討 公立大学法人青森県立保健大学看護学科教授 古川照美氏
4	令和5年12月4日 プラザマリユウ五所川原 シャーロット	18人	〈第2回保健師業務連絡会議及び地域・職域連携推進協議会〉 ※自殺対策ネットワーク連絡会と併催 労働者のメンタルヘルス 公立大学法人青森県立保健大学看護学科教授 反町吉秀氏 五所川原労働基準監督署 署長 池上寛 氏
5	令和6年1月15日 五所川原合同庁舎 C会議室	9人	〈第3回保健師業務連絡会議〉 災害時保健活動の推進に向けて 五所川原保健所 総括主幹 吉田智子
6	令和6年2月15日 五所川原市民学習情報センター 大教室	24人	〈第3回新任保健師研修〉 地域診断 公立大学法人青森県立保健大学看護学科教授 古川照美氏

## 1-1-10 職場研修の実施状況

保健総室職員の資質向上を目的として実施している。

年月日・場所	テーマ・講師	受講者
①令和5年7月14日 ②令和5年8月9日 ③令和5年10月16日、31日 ④令和5年10月24日 ⑤令和5年11月16日 ⑥令和5年12月5日 ⑦令和5年12月8日、13日 ⑧令和6年1月19日 ⑨令和6年2月20～28日  保健総室会議室 他	災害発生時保健所対応研修 ①災害時の県の体制等、DMATの活動について ②W-MAILの報告訓練 ③災害物品の使用方法について ④W-MAILの報告訓練 ⑤鳥インフルエンザ発生時の健康調査について ⑥防護服着脱訓練（※e-ラーニング） ⑦EMIS操作 ⑧W-MAILの報告訓練 ⑨災害発生時の情報収集・処理について  講師 災害所内研修チーム 他	保健所職員

## **1-2 生活衛生課関係業務**

### **1-2-1 食品衛生関係**

食中毒防止及び食品の安全を確保するため、令和5年度青森県食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を行い、また講習会を実施し食品衛生の知識の普及啓発に努めた。

#### **(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況**

食品衛生法に基づく営業許可に係る業務を行うとともに、食中毒の発生を未然に防止するため、営業施設に対して監視指導を行い、食品衛生の確保に努めた。

## (1) -1 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設数及び行政処分件数

区分 業種・年度計		営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	処分件数					注意又は勧告	
			新規	継続			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他	文書	口頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	176	83		3	114						104	10
	仕出・弁当	24	10		1	17						17	
	旅館	16	10			15						15	
	臨時	154	80			50						3	47
	その他	247	107		11	145						132	13
調理の機能を有する自動販売機													
食肉販売業		31	17		4	33						29	4
魚介類販売業		53	25		2	33						32	1
魚介類競り売り業		3	3			3						3	
集乳業													
乳処理業													
特別牛乳搾取処理業													
食肉処理業		2				1						1	
食品の放射線照射業													
菓子製造業		81	34			49						48	1
アイスクリーム類製造業		6	2			9				1		7	2
乳製品製造業													
清涼飲料水製造業		7	4			7						7	
食肉製品製造業													
水産製品製造業		26	13			14						13	1
氷雪製造業		2	2			2						2	
液卵製造業													
食用油脂製造業													
みそ又はしょうゆ製造業		6	2			2						2	
酒類製造業		4	2			2						2	
豆腐製造業		3	2			2						2	
納豆製造業		3	1			1						1	
麺類製造業		5	3			6						6	
そうざい製造業		45	16			21						21	
複合型そうざい製造業													
冷凍食品製造業		2											
複合型冷凍食品製造業													
漬物製造業		34	14		1	22						21	1
密封包装食品製造業		14	7			8						8	
食品の小分け業													
添加物製造業		1	1			1						1	
R5		945	438		22	557				1		477	80
R4		529	323		4	334						323	11
R3		210	211		1	228						207	21

(1) - 2 旧食品衛生法に基づく許可を有する許可施設数及び行政処分件数

区 分 業種・年度計		営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	処分件数					注意又は勧告	
			新規	継続			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他	文書	口頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	263			76	58						30	28
	仕出・弁当	106			15	14						14	
	旅館	31			15	1						1	
	臨時	91			67	55						2	53
	その他	423			119	37						27	10
菓子製造業	198			31	43						38	5	
乳処理業	1				1						1		
特別牛乳搾取処理業													
乳製品製造業	1				1						1		
集乳業													
魚介類販売業	130			40	29						24	5	
魚介類競り売り営業	10			3	2						1	1	
魚肉練り製品製造業	7				1						1		
食品の冷凍又は冷蔵業	8				2						2		
缶詰又は瓶詰食品製造業	20			10	6						6		
喫茶店営業	5			3	2						2		
あん類製造業	2			2	3						2	1	
アイスクリーム類製造業	53			9	18						13	5	
食肉処理業	8			1	3						3		
食肉販売業	52			16	27						18	9	
食肉製品製造業	3			1	2						2		
乳酸菌飲料製造業													
食用油脂製造業	1												
マーガリン又はショートニング製造業													
みそ製造業	23			5	6						6		
醤油製造業				2									
ソース類製造業	9			1	6						5	1	
酒類製造業	3			2									
豆腐製造業	7			3	3						3		
納豆製造業	5			1									
めん類製造業	4			3									
そうざい製造業	141			13	13						13		
添加物製造業				1									
食品の放射線照射業													
清涼飲料水製造業	11			6	7						7		
氷雪製造業	4			2	1						1		
R5	1,620			447	341						223	118	
R4	2,067			346	264						214	50	
R3	2,413	33	60	658	166						124	43	

(1) - 3 届出を要する食品関係営業施設及び行政処分件数

集団食中毒の発生が懸念される学校及び社会福祉施設等の給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は関係業界団体が作成した手引書に基づき、自主衛生管理状況の点検を実施し、不備事項に関する改善指導を行った。

業種・年度計	区分	届出施設数	監視指導件数	処分件数				注意又は勧告	
				営業許可取消	営業禁止	物品廃棄	その他	文書	口頭
	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	61	9					8	1
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	116	16					13	3
	乳類販売業	234	20					18	2
	氷雪販売業								
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	42	1					1	
	弁当販売業								
	野菜果物販売業	51	16					14	2
	米穀類販売業	19	2					1	1
	通信販売・訪問販売による販売業	3							
	コンビニエンスストア	58	9					9	
	百貨店、総合スーパー	29	19					18	1
	自動販売機による販売業（コップ式除く）	38							
	その他の食料・飲料販売業	143	19					16	3
	添加物製造・加工業（法第13条関係の製造除く）								
	いわゆる健康食品の製造・加工業								
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）	4							
	農産保存食料品製造・加工業	42	3					3	
	調味料製造・加工業	6							
	糖類製造・加工業								
	精穀・製粉業	4							
	製茶業								
	海藻製造・加工業	2							
	卵選別包装業	1	1					1	
	その他の食料品製造・加工業	70	4					3	1
	行商	3	7					1	6
集団給食施設	学校	10	5					5	
	病院・診療所	1	1					1	
	事業所	4	1					1	
	その他	122	22					22	
	器具、容器包装の製造・加工業								
	露店、仮設店舗等における飲食の提供（営業以外）	3							
	その他								
	R5	1,066	155					135	20
	R4	948	142					120	22
	R3	1,079	125					70	55

## (1) -4 改正食品衛生法に基づく許可を有する市町別営業許可施設数

業種・年度計	市町名	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	その他	計
飲食店営業		258	86	24	22	37	19	171	617
調理の機能を有する自動販売機									
食肉販売業		16	7	1	3	3	1		31
魚介類販売業		16	5	5	5	1	11	10	53
魚介類競り売り業		1			1		1		3
集乳業									
乳処理業									
特別牛乳搾取処理業									
食肉処理業		1	1						2
食品の放射線照射業									
菓子製造業		35	20	10	4	5	7		81
アイスクリーム類製造業		1	1		3		1		6
乳製品製造業									
清涼飲料水製造業		2	1	1	1		2		7
食肉製品製造業									
水産製品製造業		1	1	4	12	2	6		26
氷雪製造業		1					1		2
液卵製造業									
食用油脂製造業									
みそ又はしょうゆ製造業		2	3			1			6
酒類製造業		1		1	1	1			4
豆腐製造業		2	1						3
納豆製造業			3						3
麺類製造業		2	2		1				5
そうざい製造業		11	9	10	5	1	9		45
複合型そうざい製造業									
冷凍食品製造業					1	1			2
複合型冷凍食品製造業									
漬物製造業		11	10	4	3	4	2		34
密封包装食品製造業		5	2	2	1	1	3		14
食品の小分け業									
添加物製造業		1							1
R5		367	152	62	63	57	63	181	945
R4		209	89	32	39	40	34	86	529
R3		91	43	11	18	22	22	3	210

注) 臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

## (1) -5 旧食品衛生法に基づく許可を有する市町別営業許可施設数

業種・年度計	市町名	五所川原市	つがる市	鯨ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	その他	計
飲食店営業		417	117	105	73	50	57	95	914
菓子製造業		70	35	31	30	16	15	1	198
乳処理業				1					1
特別牛乳搾取処理業									
乳製品製造業				1					1
集乳業									
魚介類販売業		21	15	33	30	4	15	12	130
魚介類競り売り営業		2		1	6		1		10
魚肉練り製品製造業					7				7
食品の冷凍又は冷蔵業		1	2		2	1	2		8
缶詰又は瓶詰食品製造業		3	2	3	1	6	5		20
喫茶店営業		5							5
あん類製造業		1	1						2
アイスクリーム類製造業		23	10	5	7	5	3		53
食肉処理業		2	3	2			1		8
食肉販売業		19	13	9	2	6	3		52
食肉製品製造業		2	1						3
乳酸菌飲料製造業									
食用油脂製造業							1		1
マーガリン又はショートニング製造業									
みそ製造業		5	9	1	3	1	4		23
醬油製造業									
ソース類製造業		3	2		1	3			9
酒類製造業			2			1			3
豆腐製造業		2	3		1	1			7
納豆製造業		1	3				1		5
めん類製造業		4							4
そうざい製造業		22	31	31	39	2	16		141
添加物製造業									
食品の放射線照射業									
清涼飲料水製造業		1	2	1		5	2		11
氷雪製造業				1	3				4
R5		604	251	225	205	101	126	108	1,620
R4		786	328	256	245	119	153	180	2,067
R3		936	372	283	264	141	167	250	2,413

注) 臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(2) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除及び適正表示の徹底を図るため、令和5年度は、県内で製造及び流通する食品を収去し、東地方保健所及び環境保健センター（現衛生研究所）において検査を実施した。

検査項目		検査した収去検体数			微生物学的検査						理化学検査						放射性物質検査					
					良			不良			良			不良			良			不良		
検体名	年度	5	4	3	5	4	3	5	4	3	5	4	3	5	4	3	5	4	3	5	4	3
		魚介類		3	2	3	3	2	2						1							
冷凍食品	無加熱冷凍食品	1			1																	
	凍結前加熱済		1			1																
	凍結前未加熱	1	1		1	1																
	生食用冷凍鮮魚介類食品																					
魚介類加工品		3	2	3	1						3	2	3									
肉卵類及びその加工品		6	5		2	1					5	4										
乳製品		2			2																	
乳類加工品																						
アイスクリーム類・氷菓		2		2	1		2	1														
穀類及びその加工品		3	1	4			3				3		1									
野菜類・果物・加工品		18	8	9			2				17	8	7	1								
菓子類		8	6	12			4			1	8	6	7									
清涼飲料水		5	4	1	1	1	1				4	3										
酒精飲料																						
氷雪			1			1																
水																						
缶詰・ビン詰食品		1	3			2					1	1										
その他の食品		4		4	2		7				2	1	1									
化学合成添加物																						
乳類			2	1		1	1					1	3									
器具及び容器包装																						
おもちゃ																						
計		57	36	43	14	10	22	1		1	43	26	23	1								

(3) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品等の基準等逸脱は4件だった。

営業者に対しては、引き続き不良食品が発生しないよう指導を行った。

食品名等・年度計	区分	不良食品発生件数	消費者の届出	営業者の届出	保健所で発見	発見場所		不良理由					行政措置の状況						
						県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	整備改善	改善勧告	他の保健所に移送	その他	
									細菌	化学									
食品	菓子類	1	1				1				1							1	
	乳及び乳製品	1			1	1		1									1		
	食肉及び食肉製品																		
	魚介類及びその加工品																		
	清涼飲料水	1		1		1					1							1	
	麺類																		
	そうざい及びその半製品																		
	その他の食品	1			1	1			1										1
器具及び容器包装																			
R5		4	1	1	2	2	2	1	1	1	1						1	1	2
R4		2	2			2					2								2
R3		2		1	1	2						2							2

(4) 行政処分等の状況

令和5年度は、規格基準違反による改善勧告を1件行った。

年度	区分	違反件数(実数)	違反内容				違反条項					行政処分等内容					告発		
			異物	法定外添加物	規格基準	表示その他	法六条	法十条	法十二条	法十三条	法十九条	法五十五条	禁止	停止	廃業	整備改善		改善勧告	その他
R5		1		1						1							1		
R4		1	1			1												1	
R3																			

## (5) 食中毒発生状況

令和5年度は、2件の食中毒事件が発生した。

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質／血清型等	原因施設	摂食場所	発生要因
1	R5.8.28	青森市	不明	16	16	0	8月26日又は8月27日に提供された弁当	サルモネラ属菌／O8	不明（五所川原保健所管内）	弁当配達先	弁当を喫食したことによる
2	R5.9.23	つがる市	3	3	3	0	きのこのみそ汁（アセタケ属キノコ（コブアセタケ類似種））	植物性自然毒	家庭	家庭	有毒キノコを喫食したことによる
R5	発生件数2件			19	19	0	サルモネラ属菌 1件 植物性自然毒 1件				
R4	発生件数1件			1	1	1	動物性自然毒 1件				
R3	発生件数0件										

## (6) 食品衛生関係講習会等の実施状況

食品衛生責任者講習会のほか、食中毒防止講習会や農産物等の加工食品に関する衛生講習会等を延べ20回実施し、受講者数は491人であった。

区分		年度	R5	R4	R3
食品衛生責任者	回数		12	11	13
	受講者数		356	280	338
その他	回数		8	1	7
	受講者数		135	10	124
計	回数		20	12	20
	受講者数		491	290	462

## 1-2-2 生活衛生関係

### (1) 生活衛生営業施設関係

住民の日常生活と密接な関係にある理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場の生活衛生関係営業について、各々関係法令に基づき確認又は許可事務を行ったほか、施設の衛生確保について監視指導を行った。

(1) - 1 生活衛生関係営業施設許可等の状況

区分 許可等・年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館			公衆浴場			興行場			
					旅 館 ・ ホ テ ル	簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	常 設	仮 設	計
許 可 (確認)	R5	4	5		3	5		8		4	4		1	1
	R4	2	11			3		3		1	1	1		1
	R3		10	1(0)	1	2		3						
廃 止	R5	7	13	5(3)	2	2		4	3	1	4		1	1
	R4	15	9	4(3)	5	2		7				1		1
	R3	3	11	4(0)	1	3		4	1		1			

(1) - 2 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

区分 年度		理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館			公衆浴場		常 設 興 行 場
					旅 館 ・ ホ テ ル	簡 易 宿 所	下 宿	一 般	そ の 他	
R5		59	113	29(22)	25	22		16	17	5
R4		70	86	15(0)	25	16		19	9	3
R3		74	123	22(5)	21	18		27	16	3

(1) - 3 生活衛生関係市町営業施設数

区分 市町名・年度	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			常 設 興 行 場
				ホ テ ル	旅 館 ・ 簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	
五所川原市	88	176	31(14)	20	26		46	9	10	19	6
つがる市	56	67	12(6)	8	3		11	12	4	16	3
鱒ヶ沢町	18	25	4(2)	8	9		17	4	5	9	1
深浦町	11	19	1(0)	9	11		20	3	3	6	
鶴田町	20	26	6(2)	4	1		5	5	5	10	
中泊町	19	32	4(1)	4	6		10	0	1	1	1
R5	212	345	58(25)	53	56		109	33	28	61	11
R4	215	353	65(29)	52	53		105	36	25	61	11
R3	228	351	69(32)	57	52		109	36	24	60	11

(2) 水道及び飲料水関係

水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るため立ち入り検査を実施し、施設の適正維持管理の徹底及び水質検査の励行について、監視指導を行った。

なお、飲用井戸については、営業許可台帳及び管内市町の協力を得ながら施設の実態把握に努めた。

各種水道施設の状況

区分 市町名・年度	上 水 道	簡 易 水 道	専 用 水 道	小 規 模 水 道	飲用井戸		簡 易 専 用 水 道	水 道 小 規 模 受 水 槽	計
					一 般	業 務 用			
五所川原市	2		1	14					17
つがる市	1		1	3					5
鱒ヶ沢町	1	※	1	12	40	19		2	75
深浦町	1			6	113	19	1	4	144
鶴田町	1			1	0	2	2	1	7
中泊町	1			0	26	8		3	38
R5	7	※	3	36	179	48	3	10	286
R4	7	※	3	41	177	48	4	10	292
R3	7	※	3	42	186	48	5	12	303

注) 平成 25 年度から、飲用井戸及び簡易専用水道に係る事務が市に権限移譲された。更に平成 28 年度からは鱒ヶ沢町の 3 つの簡易水道が上水道に統合され、簡易専用水道に係る事務も権限移譲された。また、中泊町については、簡易専用水道に係る事務のみ権限移譲されている。

なお、水道事務は、令和 6 年 4 月 1 日から、西北地域県民局地域整備部へ移管された。

### (3) 建築物衛生関係

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、多数の人が使用し、又は利用する一定規模以上の特定建築物について立入検査を実施し、建築物の空気環境、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ昆虫等の防除等環境衛生の維持に関する事項について指導を行った。

また、建築物清掃業及び建築物飲料水貯水槽清掃業等事業者の登録指導を行った。

#### (3) -1 特定建築物施設数及び監視指導件数

区分 市町名・年度	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
五所川原市	1(1)		10(3)	5(2)		3(1)	3	22(7)
つがる市			4	1			2(1)	7(1)
鱒ヶ沢町				1		2	1	4
深浦町				2(2)				2(2)
鶴田町			1(1)	1				2(1)
中泊町				1(1)			1(1)	2(2)
R5	1(1)		15(4)	11(5)		5(1)	7(2)	39(13)
R4	1		15	11		5(2)	7(4)	39(6)
R3	1		15(6)	11(3)		5(1)	6(1)	38(11)

注) ( )内は監視指導件数である。

#### (3) -2 建築物衛生に係る登録営業所数

区分 年度	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質検 査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 昆虫等 防除業	建築物 環境衛 生総合 管理業	計
R5	9(3)	1			8(1)	1(1)	3	1	23(5)
R4	9(3)	2			8	1	3	1	24(3)
R3	9(1)	2(1)			8(4)	1	3(2)	1	24(8)

注) ( )内は監視指導件数である。

(4) その他の施設関係

市町名・年度	区分	遊泳用プール	火葬場	墓地	納骨堂
五所川原市		3	3	174	3
つがる市			2	133	
鱒ヶ沢町		1	1	108	
深浦町			1	36	1
鶴田町		1	1	36	
中泊町		1	2	42	3
R5		6	10	529	7
R4		6	10	529	7
R3		7	10	528	7

※学校プール以外の遊泳用プール

1-2-3 化製場等関係

死亡獣畜の適正な処理について関係機関を通じて指導している。

死亡獣畜取扱場の設置状況

市町名・年度	区分	焼却	埋却	設置年
五所川原市				
つがる市		1		昭和61年
鱒ヶ沢町				
深浦町				
鶴田町				
中泊町				
R5		1		
R4		1		
R3		1		

## 1-2-4 温泉関係

温泉利用施設については所要の監視・指導を行った。

また、温泉法に基づく温泉の掘削、動力装置及び利用許可に際し、申請に基づいて調査等を実施した。

### (1) 温泉（源泉）及び利用施設の監視指導状況

年度 \ 区分	合 計	源泉・掘削 ・動力(増掘)	利用施設	備 考
R5	173	24	149	
R4	155	25	130	
R3	150	16	134	

### (2) 温泉（源泉）数及び許可の状況

市町名	区分 年度	温泉数	掘削申請 (掘削許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)
五所川原市	R5	46				
	R4	47				1(1)
	R3	47				
つがる市	R5	28			1(1)	10(10)
	R4	27			1(1)	
	R3	27	1(1)			
鱒ヶ沢町	R5	11				
	R4	11				
	R3	11				
深 浦 町	R5	14				
	R4	14				
	R3	14				
鶴 田 町	R5	17				5(5)
	R4	17				
	R3	16			1(1)	
中 泊 町	R5	9				6(6)
	R4	8				
	R3	8			1(1)	
計	R5	125			1(1)	21(21)
	R4	124			1(1)	1(1)
	R3	123	1(1)		2(2)	

## 1-3 健康増進課関係業務

### 1-3-1 健康づくり事業関係

#### (1) 「健康あおもり 21 西北五地域計画」の推進

西北五地域では、平成 14 年 3 月に早世の減少と健康寿命の延伸を全体目標に掲げ「健康あおもり 21 西北五地域計画」を策定し、健康づくり運動を進めてきた。

計画の最終評価を踏まえて、「早世の減少と健康寿命の延伸」を全体目標に掲げ、平成 25 年度を初年度とする令和 5 年度までの新たな「健康あおもり 21 (第 2 次) 西北五地域計画」を策定。健康づくり運動を継続して進め、令和 5 年度に最終評価を行った。

#### (1)-1 西北五地域保健医療推進協議会における協議

令和 5 年度西北五地域保健医療推進協議会 (医療対策部会・保健対策部会) において、健康あおもり 21 (第 2 次) 西北五地域計画の最終評価を行った

月 日	令和 6 年 2 月 8 日 (木) 14:00~15:30
参加者	20 名 (保健協力員 10 名、市町職員 7 名、保健所 3 名)
内 容	健康あおもり 21 (第 2 次) 西北五地域計画の最終評価

#### (1)-2 市町健康づくり推進協議会への出席

各市町の健康づくり推進協議会に出席し、情報提供及び助言等を行なった。

市町名	開催月日	出席者
五所川原市	令和 5 年 11 月 30 日 (木)	所長、地区担当保健師
	令和 6 年 3 月 21 日 (木)	地区担当保健師
鱒ヶ沢町	令和 5 年 7 月 13 日 (木)	所長、地区担当保健師
深浦町	令和 6 年 3 月 21 日 (木)	所長、地区担当保健師
中泊町	令和 5 年 7 月 20 日 (木)	所長、地区担当保健師
	令和 6 年 2 月 22 日 (木)	所長、健康づくり担当者

#### (2) 市町の特定健康診査に係る地域診断事業

特定健診データ分析ツールを用いて管内市町の特定健診並びに健診・レセプトデータの項目別に集計し、市町へ還元した。

#### (3) 喫煙対策事業関係

#### (3)-1 事業所における喫煙状況に関する調査の実施

令和 4 年度の受動喫煙防止対策状況調査で、受動喫煙防止対策状況が「未回答」だった 11 事業所に対して、令和 5 年度時点の受動喫煙防止対策状況を把握するため、電話による調査を実施し、10 事業所が「未対策」と回答した。調査後、令和 4 年度受動喫煙防止対策状況調査で「未対策」と回答した 20 事業所及び令和 5 年度受動喫煙防止対策状況調査で「未対策」と回答した 10 事業所の計 30 事業所に対し、資料郵送による改正健康増進法や青森県受動喫煙防止条例等の普及啓発を実施した。

#### (3)-2 「空気クリーン施設 (受動喫煙防止対策実施施設)」・「空気クリーン車 (受動喫煙防止対策実施車両)」推進事業

①対象 多数の者が利用し、受動喫煙防止対策を実施する施設

(官公庁、教育施設、医療施設、福祉施設、事業所、飲食店、タクシー)

②内容

- ・対象施設に対して、受動喫煙防止の措置を講ずるよう促しながら事業を周知し、登録制度の普及を促進する。
- ・届出書の受理後、現地調査及び書面調査を行い、受動喫煙防止対策の実施状況を確認し、基準を満たしている施設及び車両を認証し、適合証を交付する。
- ・保健総室ホームページにおいて、掲載希望施設の施設名を公表する。

※なお、空気クリーン施設・車推進事業の新規認証制度は令和5年7月31日で終了となり、変更や取消に関してのみ、令和7年3月末まで、対応することとなった。

③認証数 715施設及び車両(令和6年3月末現在) ※新規認証10件

<内訳>官公庁27、文化施設18、教育・保育施設137、医療施設(含む薬局)78、福祉・介護施設51、体育施設4、事業所90、飲食店34、宿泊施設2、その他施設38、タクシー等236

(3)-3 普及啓発活動

①健康教育 → (4)-4 健康教育の実施 参照

②「世界禁煙デー(毎年5月31日)」及び「禁煙週間(毎年5月31日から6月6日まで)」において、所内及び五所川原合同庁舎でのポスター掲示、庁内放送実施。

③喫煙予防・受動喫煙防止対策について普及啓発

④禁煙に関する教材の貸し出し

(3)-4 施設の受動喫煙防止対策のサポート

- ・改正健康増進法に関する相談対応、違反時の立入検査の実施 等

(4) 地域・職域関係

当地域は、がん、循環器疾患、糖尿病に関係する健康課題があり、特に働き盛りの男性の早世が、当地域の平均寿命が短い要因となっており働き盛りの者の健やか力(健康教養)の向上が急務となっている。

平成26~27年度には、事業所に対する特定健診、がん検診の受診率向上に向けた働きかけを行い、平成29年度には働きかけを行った事業所を対象に、改めて健康づくり対策の現状を把握するためにアンケート調査を実施。平成30~令和元年度にアンケート調査に回答した事業所数か所に訪問し、調査結果を説明するとともに健康づくりへの取組を働きかけた。

平成28年度からは、五所川原労働基準監督署と連携し、事業所の衛生管理者を対象とした研修会で受動喫煙防止対策等について説明し、健康づくりへの取組がひろがるよう働きかけている。

(4)-1 地域・職域連携推進協議会

- ・保健医療対策推進協議会と併催して開催し、「健康あおもり21(第2次)西北五地域計画」の最終評価を行った。

月 日	令和6年2月8日(木) 14:00~15:30
参加者	20名(保健協力員10名、市町職員7名、保健所3名)
内 容	健康あおもり21(第2次)西北五地域計画の最終評価

(4)－2 健康増進計画「健康あおもり 21（第2次）西北五地域計画」に関する進捗アンケート調査

保健医療対策推進協議会の構成団体へ「健康あおもり 21（第2次）西北五地域計画」に基づく取組の現状や今後についてアンケートを行い、最終評価における参考資料として、報告した。

(4)－3 地域・職域向け研修会（第2回自殺対策ネットワーク連絡会併催）

- ・日 時：令和5年12月4日（金）
- ・出席者：11名（建設業関係者、製造業関係者、飲食・サービス業関係者、医療・福祉関係者、市町担当課）
- ・内 容：
  - i 情報提供  
情報提供者：五所川原保健所健康増進課  
青森県、管内の自殺の現状  
情報提供者：五所川原労働基準監督署 署長 池上 寛 氏  
管内事業所のメンタルヘルス対策の状況について
  - ii 講演  
講師：公立大学青森県立保健大学健康科学部看護学科 教授 反町 吉秀 氏  
青森県の労働者のメンタルヘルス対策の推進について
  - iii グループワーク  
テーマ「管内でメンタルヘルス対策を推進するために～現状と今後取り組むこと～」
  - iv 助言  
助言者 公立大学青森県立保健大学健康科学部看護学科 教授 反町 吉秀 氏

(4)－4 健康教育の実施

- ・下記において、青森県の健康課題、受動喫煙防止対策を内容とした講話を実施した。
  - \* 食品衛生責任者講習会（全6回）参加者計 205名
  - \* 働き方改革説明会（全1回）参加者計 34名

(5) 西北地方保健協力員連絡会・研修会

管内市町の保健協力員活動の情報交換や地域における健康問題等について研修を行い、協力員の資質の向上と地域活動の交流を図る。

1	月 日	令和5年5月12日（金） 14:30～16:00
	場 所	五所川原合同庁舎C会議室
	参集範囲	保健協力員代表者、管内市町担当者
	内 容	第1回保健協力員代表者会議 (1) 令和4年度事業実施状況について (2) 令和5年事業計画（案）及び予算（案）について (3) 令和5年度管内市町の保健協力員活動計画について (4) 令和5年度西北地方保健協力員連絡・研修会について (5) その他
2	月 日	令和5年8月30日（金） 13:30～15:30
	場 所	つがる市生涯学習交流センター松の館
	参集範囲	管内市町保健協力員、管内市町担当者
	内 容	令和5年度西北地方保健協力員連絡・研修会 (1) 情報提供「心を動かす健（検）診のススメ第2版」の活用方法 講師：青森県国民健康保険団体連合会 保健活動推進専門員 奥村 智子 氏 (2) 講演「保健協力員の視点を取り入れた防災について」 講師：青森県危機管理局防災危機管理課防災企画グループ 主幹 山口 宏基 氏
3	月 日	令和6年1月31日（水） 10:30～12:00
	場 所	五所川原合同庁舎A会議室
	参集範囲	保健協力員代表者、管内市町担当者
	内 容	第2回保健協力員代表者会議 (1) 令和5年度西北地方保健協力員連絡会事業実施状況 (2) 令和6年度西北地方保健協力員連絡・研修会テーマについて (3) 令和6年度青森県保健協力員等連絡協議会総会議長について (4) その他

1-3-2 母子保健事業関係

(1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

(1) -1 療育指導状況

(単位：件)

	相 談	訪問指導	電話相談
実件数	10	1	6
延件数	53	3	9

(2) 妊産婦支援体制整備事業

(2) -1 母子保健ネットワーク会議

本会議は毎年度開催されており、管内市町及び産科医療機関等を参集し、管内の母子保健に関する課題について、情報共有・意見交換等を行っている。

開催年月日	令和5年10月20日(金)
場 所	五所川原合同庁舎1階B、C会議室
参 加 者	管内産科医療機関・助産関係者、市町母子保健担当者等 14名
内 容	(1) 情報提供 ①「管内における母子保健の現状と課題」 ②「産婦の支援におけるEPDS活用方法について」 五所川原保健所 健康増進課員  (2) 講義 「精神的支援を必要としている妊産婦への支援状況」 エルム女性クリニック 師長・助産師 藤森 幸枝 氏  (3) 意見交換 ①精神的支援を必要としている妊産婦における支援体制及び課題 ②各種連携窓口一覧の運用状況について

(2) -2 乳児死亡調査

・令和5年度：0件

(3) 性と健康の相談支援事業

プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組）を含め、男女を問わず性や生殖に関する健康管理を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施している。令和元年度より、定期相談が無くなり随時相談のみとなった。

・令和5年度相談件数：2件

(4) 青森県不育症検査費用助成事業

先進医療として実施される不育症検査による経済的負担の軽減を図るため、平成17年8月23日付け雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添8「不育症検査費用助成事業」及び令和4年12月1日付け母発1201第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について」に基づいて行う不育症検査に要する経費につい

て、検査を受検するものに対し、青森県不育症検査費用助成事業費補助金を交付している。

- ・令和5年度申請延件数 1件

### 1-3-3 歯科保健事業関係

#### (1) 親と子のよい歯のコンクール

幼児や父母及び地域社会の歯科保健への関心を高めるため、健康な歯をもつ親と子を表彰し、親子歯科保健の推進を図る。

＜第1次審査（五所川原保健所における審査）＞

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い中止となった。

※なお、本事業は、令和5年度で終了となった。

#### (2) 8020 運動推進特別事業「多職種による小児口腔機能発達不全症の調査研修事業」

西北五保健医療圏の3歳児はう蝕及び咬合異常のある者の割合が、全国に比べて高い。健康あおもり21（第2次）西北五地域計画に基づき歯・口腔の健康のために、多職種で口腔機能発達不全症に関する食機能障害、生活習慣、フッ化物塗布等の地域課題を調査し、その対応を啓発することで、今後の対策を検討した。

調査の実施はつがる市、鱒ヶ沢町、深浦町及び中泊町における令和5年7月から12月の3歳児健診に参加した者、啓発及び研修の対象は管内市町の保健医療従事者及び幼稚園等の関係者に実施した。

##### ①調査の実施

- ・時期：令和5年7月から12月
- ・対象：つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町及び中泊町における3歳児健診の参加者
- ・方法 自己記入式のアンケート調査
- ・内容 口腔機能発達不全症に関連した食機能障害、間食及びフッ化物応用等

②リーフレットを1,100部作成し、市町、保育所、医療機関及び薬局等に配布した。

##### ③研修会の実施

- ・時期 令和5年12月27日
- ・対象 保育所、医療機関及び市町職員等（35名）
- ・内容
  - i 講演「子どもの健康、肥満、その後の成人病について」  
講師 五所川原保健所長 鍵谷 昭文
  - ii 講演「多機関に知ってもらいたい小児の口腔機能発達不全症」  
講師 ひらた歯科 平田 俊介 氏

### 1-3-4 栄養改善指導事業関係

#### (1) 給食施設栄養管理指導事業

特定多数の者に食事を提供する施設に対し、巡回指導及び研修等を行い、栄養効果の十分な給食の実施、給食従事者の栄養に関する知識の向上等を図る。

## (1) -1 巡回指導状況

(単位:件)

区分 施設数	指定給食施設		特定給食施設		その他の給食施設		総計
			1回100食以上又は 1日250食以上		1回45食以上又は 1日90食以上		
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
巡回指導延 施設数	1	0	35	4	50	6	96
対象施設数	1	0	35	4	50	6	96

## (1) -2 研修会

1	事業名	給食業務担当者研修会
	開催年月日	令和6年3月1日(金) 14:00~16:00
	場所	五所川原市民学習情報センター 視聴覚室
	出席者	管内市町の給食担当者(介護医療院、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設、有料老人ホーム)20施設 24名(参加申込数)
内容	(1)事例報告「当該施設における災害・非常時対応の実態について」 特別養護老人ホーム安住の里 栄養士 小笠原真優子 氏 障がい者支援施設 栄幸園 栄養士 三上真実 氏 (2)情報交換「給食部における災害・非常時マニュアルについて」	

## (2) 市町栄養改善業務支援事業

## (2) -1 研修会及び連絡調整会議

市町が行う栄養改善業務の実施に関する連絡調整及び栄養改善業務に従事する者の資質の向上を図る。

1	事業名	研修会
	開催年月日	令和5年8月22日 13:30~15:40
	場所	五所川原合同庁舎
	出席者	管内市町行政栄養士・栄養業務担当者9名
	内容	○事例紹介1 「健診結果セミナー(調理セミナー)」 講師:宮城県多賀城市 ○事例紹介2 「乳児期からの食習慣形成事業(離乳食教室)」 講師:岐阜県多治見市 ○事例紹介3 「町医療機関と連携した糖尿病性腎症重症化予防事業」 講師:岩手県岩手市  ※県外講師はオンライン

2	事業名	連絡調整会議
	開催年月日	令和5年8月22日 15:30～16:30
	場所	五所川原合同庁舎
	出席者	管内市町行政栄養士・栄養業務担当者8名
	内容	テーマ1：研修会から今後の業務に活かしたいことについて テーマ2：管内の栄養改善業務等について

(2) -2 市町村の栄養改善業務の状況把握や支援等

市町村名	具体的な内容
深浦町	食生活改善推進員養成講座講師
鶴田町	食生活改善推進員養成講座講師

(3) 青森のおいしい健康応援店認定事業

外食利用者が健康（エネルギー調整、減塩、野菜摂取）に配慮した料理を適切に選択できるよう、健康応援店の拡大を図る。

※なお、本事業は令和5年度で終了となった。

(令和6年3月31日現在) (単位：件)

市町名	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
認定店数							
延認定店数	9	2	3	2	1	0	17

(4) 令和5年国民健康・栄養調査

国民の生活習慣や栄養摂取の状況等を調査し、国における健康づくり関係事業等の基礎資料を得る。

対象地区及び対象人数	つがる市稲垣町 17世帯 42名
調査内容及び調査月日	①栄養摂取状況調査 11月14日(火) ②身体状況・生活習慣調査 調査票配布～11月15日(水)

1-3-5 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進

地域住民が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持って生活していけるように、利用者の視点に立って、保健・医療・福祉サービスが必要な時に適切な内容で、総合的・一体的に提供される保健・医療・福祉包括ケアシステム（以下、「包括ケアシステム」という）の推進を図った。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らし

を続けることができるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町の在宅医療・介護連携推進事業の取組みの支援として、平成 29 年 3 月に当管内における入退院調整ルールを策定した。

方法	実施状況
管内市町担当者会議 の開催	日時：令和 5 年 12 月 8 日（金）10 時～10 時 30 分 場所：五所川原合同庁舎 1 階 B、C 会議室 出席者：管内市町在宅医療・介護連携推進事業担当課、地域包括支援センター職員 11 名 内容： (1) 情報提供「西北五地域における入退院調整ルールの経過」 五所川原保健所 健康増進課員 (2) 意見交換 ・入退院調整ルールの手引きの効果的な運用について ・各市町のモニタリング実施状況について ・管内市町の在宅医療・介護連携推進事業の現状及び課題について
病院・ケアマネ協議 (書面開催)	内容： (1) 報告事項 「西北五地域における病院とケアマネジャーの入退院調整ルール」に関するアンケート調査の結果について (2) 協議事項 入退院調整ルールの手引きの効果的な運用にむけて

### 1-3-6 精神保健福祉関係

#### (1) 精神障害者の申請・通報・届出

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出は 19 件であった。

<申請・通報・届出状況>

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)(単位:件)

区 分	調査により 指定医の診 察の必要が ないと認め た者	指定医の診察を受けた者		精神障害者 でなかった 者	計
		法第 29 条 該当症状の 者	法第 29 条 該当症状で なかった者		
一般の申請					
警察官の通報	2	7	5		14
検察官の通報	3				3
保護観察所長の通報					
矯正施設の長の通報	2				2
病院の管理者の届出					
合計	7	7	5		19

## (2) 医療状況

### (2) -1 医療保護入院

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護の必要があり、その家族等のうちいずれかの者の同意があると認めたものにつき、患者本人の同意がなくても入院させることができる制度である。

医療保護入院は、令和5年度は延べ326人であった。

### (2) -2 自立支援医療費（精神通院）制度

精神障害者の通院医療を促進し、かつ、適正な医療を普及させるため、通院医療に要する費用を公費で一部負担する制度。

令和5年度末の受給者数は、2,477人となっている。

<入院・通院状況>

(各年度3月31日現在)(単位：人)

区分 年度	入 院					自立支援医療費制度受給者数
	合 計	措 置	医療保護	任 意	その他の入院	
R5	143	1	99	43		2,477
R4	142		109	33		2,469
R3	137		106	31		2,641
R2	137	1	99	37		2,510
R1	150		116	34		2,453

※入院状況は精神病院月報による。

## (3) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

### (3) -1 精神障害者保健福祉手帳制度

精神障害者に障害者手帳を交付することにより、各方面からの協力と各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図った。

<交付状況>

(令和6年3月31日現在)(単位：人)

区分 市町名	手帳所持者数 (R5)				R4 所持者数	R3 所持者数
	合計	1 級	2 級	3 級		
合 計	1515	386	953	176	1483	1450
五所川原市	785	189	521	75	769	744
つがる市	281	68	174	39	267	265
鱒ヶ沢町	108	35	56	17	114	109
深浦町	83	27	42	14	85	86
鶴田町	137	35	85	17	132	133
中泊町	121	32	75	14	116	113

#### (4) 管内精神障害者数の状況

##### (4) - 1 市町別・年齢階層別

(令和6年3月31日現在)(単位:人)

区分 市町名	合計	～19歳	20歳～64歳	65歳～
合計	2511	49	1663	799
五所川原市	1228	28	815	385
つがる市	557	8	380	169
鱒ヶ沢町	190	5	116	69
深浦町	124	1	77	46
鶴田町	226	6	148	72
中泊町	186	1	127	58

注: 自立支援医療費制度利用により当所で把握しているものから集計。

##### (4) - 2 市町別・疾病別・男女別精神障害者数

(令和6年3月31日現在)(単位:人)

疾患名		五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
F0	症状性を含む器質性精神障害	36	18	11	7	11	12	95
F1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	24	11	7	5	8	5	60
F2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	444	187	79	54	72	73	909
F3	気分(感情)障害	324	160	46	23	59	48	660
F4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	62	21	11	5	17	12	128
F5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		2					2
F6	成人の人格及び行動の障害	1	4		2	1	1	9
F7	精神遅滞	32	18	7	6	3	6	72
F8	心理的発達の障害	83	42	9	2	12	15	163
F9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	19	13	2	2	6		42
G40	てんかん	125	57	13	16	24	8	243
その他		78	24	5	2	13	6	128
合計		1228	557	190	124	226	186	2511

注 自立支援医療費制度利用により当所で把握しているものから集計。

(5) 精神保健福祉相談状況

精神保健福祉法第47条に基づき、保健所精神保健業務の一環として、患者及びその家族に対し精神疾患などに関する相談・指導等を行い、精神保健福祉の向上を図ることを目的に実施している。

定期、随時相談の利用状況はほぼ横ばい状態であり、相談の内容は、受診・入院、通院・服薬、患者への接し方についての相談が多い状況である。

(5) -1 嘱託医による定期相談（月1回）

- ・実施日時：第2木曜日 13:00~14:00
- ・嘱託医：布施病院精神科医師 臼谷 心平
- ・相談状況：年間で10件の相談があった。

(5) -2 保健師による来所及び電話相談（随時）

(単位:件)

内容 方法	合計	相談内容															令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
		受診・入院について	通院・服薬について	生活指導等について	経済的な問題のこと	性格・行動上のこと	患者への接し方	アルコールについて	薬物について	人間関係について	施設入所について	社会復帰について	福祉サービスの利用	ひきこもり	その他	自殺関連(その他再掲)						
来所	定期	10	4	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	3	11	10	
	随時	27	8	3	1	2	1	3	0	0	0	0	0	0	9	1	14	14	29	41	35	
電話		164	23	3	15	2	6	6	0	0	2	6	0	0	6	95	5	79	114	86	122	118
合計		201	35	9	16	4	7	12	0	0	2	6	0	0	6	104	6	98	133	118	174	163

(6) 訪問指導状況

精神保健及び精神障害者の支援に関し、精神障害者及びその家族、関係者からの訪問依頼があった対象者を優先して訪問している。

訪問対象は主治医等から依頼された方、関係機関等から連絡を受けた方、精神保健福祉相談後に必要と思われる方、患者本人及び家族から依頼された方、その他必要と思われる方等となっている。また、指導内容は、治療の継続、受診に関することが多く、緊急性の高いケースや処遇困難ケース等は、関係機関と連携をとりながら対応している。

<訪問指導の状況>

(単位:件)

年度	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29
訪問件数	91	77	61	46	42	32	40

## (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めている。構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携支援ができるような体制を整備する必要がある。

### (7)－1 精神障害者地域生活支援に関する打合せ会議（協議の場）の実施

#### ①第1回 令和5年7月21日（金）

・出席者：14名（医療機関、相談支援事業所、市町担当課、広域アドバイザー、保健所）

・内 容：

##### i 事業説明

情報提供者：五所川原保健所健康増進課

「西北五における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について」

##### ii 協議内容

- ・令和4年度に設定したロードマップの振り返りについて
- ・ロードマップの小目標に対する各機関の役割等について

##### iii その他

- ・地域生活支援広域調整会議について

#### ②第2回：令和6年1月26日（金）

・出席者：17名（医療機関、相談支援事業所、市町担当課、広域アドバイザー、都道府県等密着アドバイザー、保健所）

・内 容：

##### i 今年度の振り返り

- ・ロードマップに係る協議
- ・ロードマップにおける各所属の実績について

##### ii コアメンバーの選出

##### iii 次年度の進め方

- ・ロードマップにおける各所属の来年度の計画について

##### iv アドバイザーからの助言

### (7)－2 地域生活支援広域調整会議

・出席者：20名（相談支援事業所、市町担当課、広域アドバイザー、都道府県等密着アドバイザー、保健所）

・内 容：

##### i 事業説明

情報提供者：五所川原保健所健康増進課

「西北地域における精神障害にも対応した包括ケアシステム構築推進事業及び精神科長期入院患者の現状について」

##### ii 先進地域の事例紹介

情報提供者：弘前保健所健康増進課 技師 五十嵐 早織

弘前保健所における「精神障害者にも対応した包括ケアシステム構築事業の取組状況」

iii グループワーク

- ・精神障害者にも対応した包括ケアシステム構築推進事業の悩みや課題について
- ・今後の取り組みについて

iv 広域アドバイザー及び都道府県等密着アドバイザーからの助言

(7)－3 つがる西北五広域連合地域自立支援協議会との連携

- ・同協議会総会及び幹事会（2回）、児童・療育部会（1回）、精神保健福祉部会（1回）、意見交換会（1回）に出席した。

(8) 自殺対策

本県の自殺率は、全国的にみて高い状況にあり、自殺対策の継続的な推進が必要とされている。自殺対策を効果的に実施するために、様々な分野とのネットワークを構築し、総合的な自殺対策の推進を図ることを目的に実施している。

(8)－1 自殺対策ネットワーク連絡会

①第1回 令和5年9月21日（木）

- ・出席者：7名（市町担当課、障がい福祉課）
- ・内 容：

i 情報提供

情報提供者：青森県健康福祉部障害福祉課 技師 船水 祐志  
「青森県自殺対策計画の評価・次期計画策定の進捗」  
「子ども若者・女性の支援について」

情報提供者：五所川原保健所健康増進課

事前アンケートの結果説明及び各市町の自殺対策計画の現状について

ii 情報交換

- ・自殺対策を全庁で取り組む上で工夫している・困っている取組について
- ・自殺対策を推進する上で職域（民間団体）と連携している取組について

②第2回：令和5年12月4日（金）

- ・出席者：11名（建設業関係者、製造業関係者、飲食・サービス業関係者、医療・福祉関係者、市町担当課）

- ・内 容：

i 情報提供

情報提供者：五所川原保健所健康増進課  
青森県、管内の自殺の現状

情報提供者：五所川原労働基準監督署 署長 池上 寛 氏  
管内事業所のメンタルヘルス対策の状況について

ii 講演

講師：公立大学青森県立保健大学健康科学部看護学科 教授 反町 吉秀 氏  
青森県の労働者のメンタルヘルス対策の推進について

iii グループワーク

テーマ「管内でメンタルヘルス対策を推進するために～現状と今後取り組むこと～」

iv 助言

助言者 公立大学青森県立保健大学健康科学部看護学科 教授 反町 吉秀 氏

(8)－2 普及啓発活動

精神障害についての正しい知識の普及及び精神障害者の社会復帰・自立及び社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めることを目的に広報活動等を通じて実施している。

- ①西北地域こころの相談窓口一覧表の作成、配布（9月）
- ②自殺予防週間（9月）：のぼり旗等の設置
- ③自殺対策強化月間（3月）：のぼり旗の設置

(8)－3 心の健康づくり事業（健康教育等）

- ・日 時：令和6年2月29日13:30～15:30
- ・事業名：令和5年度民間団体ネットワークによる県民の心の健康づくり普及啓発事業  
※A-IN主催
- ・場 所：鱒ヶ沢町
- ・内 容：青森県、五所川原保健所管内の自殺の現状について情報提供（10分程度）

(9) 組織育成

(9)－1 西北五精神障害者家族会連合会

精神障害者の家族が相互に学び、支え合うとともに、精神障害に対する正しい理解を進める等、地域精神保健福祉の向上を図るための活動を行う家族会連合会の運営について側面から支援している。

①管内の家族会（5団体）

家族会名	市 町 等	家族会名	市 町 等
さくらの会	五所川原市	飛鶴会 <small>ひづる</small>	鶴田町
やすらぎの会	鱒ヶ沢町	はばたけ友の会	共生会
木馬 <small>こま</small> の会	つがる市		

②西北五地区精神障害者家族学習交流会

西北五精神障害者家族会連合会が事務局となり、精神障害者及び家族同士の親睦交流を深めている。

実行委員会への出席 2回 交流会への参加 1回

(9)－2 当事者の会

当事者同士の交流を通して、自発性と自主性を促し、生活の質を向上し、社会参加できるように支援活動を行っている。

①管内の当事者会（5団体）

当事者会名	所在市町	当事者会名	所在市町
バラの会	五所川原市	太陽の会	鱒ヶ沢町
希望の会	つがる市	あじさいの会	中泊町
白神サークル	深浦町		

## (10) 関係機関等連絡会議及び研修等

### (10) - 1 ケース検討会議

処遇困難ケース及び心神喪失者等医療観察法による保護観察ケースのケア会議を通して、関係者の連携体制の強化を図り、市町をはじめ医療機関、地域包括支援センター、サービス提供事業所等、関係者のチーム支援による地域生活支援の充実に努めている。

ケース会議開催状況については以下のとおり

ケースの住所地		開催年月日	場 所	内 容
五所川原市	1	令和5年4月4日	弘前愛成会病院	第1回退院後支援検討会議
	2	令和5年10月11日	弘前愛成会病院	第2回退院後支援検討会議
つがる市	3	令和5年5月17日	弘前愛成会病院	第1回退院後支援検討会議
	4	令和5年5月19日	布施病院	退院前ケア会議
	5	令和5年5月19日	藤代健生病院	退院前ケア会議
	6	令和5年10月27日	藤代健生病院	地域ケア会議
	7	令和5年11月15日	つがる市民診療所	地域ケア会議
	8	令和6年2月9日	布施病院	地域ケア会議
鱒ヶ沢町	9	令和5年9月8日	青森県立 つくしが丘病院	第2回退院後支援検討会議
鶴田町	10	令和5年4月25日	オンライン	地域ケア会議
	11	令和5年7月28日	鶴田町 社会福祉協議会	地域ケア会議
	12	令和6年3月11日	鶴遊館	地域ケア会議
その他	13	令和5年4月24日	青森県立 つくしが丘病院	心神喪失者等医療観察法に 基づくケア会議

## 1-3-7 難病関係

### (1) 特定疾患治療研究事業

特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的に患者の一部自己負担部分を除く医療費の給付を行う。

なお、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく指定難病医療費助成制度が平成27年1月1日に施行されたことに伴い、旧特定疾患56疾患のうち難病法に移行されなかった5疾患（スモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）、重症多形滲出性紅斑（急性期））が、現在は対象となっている。

令和6年3月31日現在、管内に受給者はいない。

### (2) 指定難病医療費助成制度

平成27年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づく難病のうち、国が定めた基準に該当する指定難病341疾病（令和6年4月～）に対し、患者の医療費の負担軽減を目的として、その治療に係る医療費の一部を助成している。

## (2) - 1 疾病・市町別特定医療受給者証（難病法に基づく受給者証）所持者数（延べ）

(令和6年3月31日現在) (単位：人)

告示番号	疾 病	市 町						
		合 計	五所川原市	つがる市	鯨ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
1	球脊髄性筋萎縮症	2	1					1
2	筋萎縮性側索硬化症	13	6	5	1		1	
3	脊髄性筋萎縮症	1	1					
5	進行性核上性麻痺	3	2	1				
6	パーキンソン病	154	63	39	12	11	15	14
11	重症筋無力症	27	11	9		3	2	2
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	32	15	8	2	2		5
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6	3	1	1		1	
17	多系統萎縮症	21	10	9			1	1
18	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	43	15	16	5	3	1	3
21	ミトコンドリア病	1	1					
22	もやもや病	12	4	6				2
28	全身性アミロイドーシス	5	2	3				
34	神経線維腫症	4	1	1		2		
35	天疱瘡	6	1	2	1		1	1
36	表皮水疱症	2					2	
37	膿疱性乾癬（汎発型）	3	2					1
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	1	1					
40	高安動脈炎	7	4				2	1
41	巨細胞性動脈炎	2	1	1				
42	結節性多発動脈炎	2			1	1		
43	顕微鏡的多発血管炎	7	4	2			1	
44	多発血管炎性肉芽腫症	2		1	1			
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	7	4	1			2	
46	悪性関節リウマチ	74	35	25	3	2	6	3
47	バージャー病	9	3	4		1		1
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	4	2	1		1		
49	全身性エリテマトーデス	69	37	15	5	2	7	3
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	30	14	5	2	3	4	2
51	全身性強皮症	34	13	10	2	4	5	
52	混合性結合組織病	15	6	4	2		1	2
53	シェーグレン症候群	13	7	1		1	2	2
54	成人スチル病	4	3					1
56	ベーチェット病	31	17	6	2	1	3	2

57	特発性拡張型心筋症	14	3	3	4	2	1	1
58	肥大型心筋症	1					1	
60	再生不良性貧血	6	2	2	1			1
61	自己免疫性溶血性貧血	1		1				
63	特発性血小板減少性紫斑病	23	11	7	2			3
64	血栓性血小板減少性紫斑病	1					1	
65	原発性免疫不全症候群	1		1				
66	IgA腎症	8	3	1	2		2	
67	多発性嚢胞腎	18	8	4	3		2	1
68	黄色靱帯骨化症	3	1	1				1
69	後縦靱帯骨化症	49	12	15	6	6	5	5
70	広範脊柱管狭窄症	2			1			1
71	特発性大腿骨頭壊死症	17	5	3	1	1	1	6
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	7	4	1	1			1
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	8	3	4				1
75	クッシング病	1				1		
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	7	3			3		1
78	下垂体前葉機能低下症	39	15	9	2	4	6	3
82	先天性副腎低形成症	1						1
83	アジソン病	1				1		
84	サルコイドーシス	29	12	6	2		5	4
85	特発性間質性肺炎	27	9	13	2	2	1	
86	肺動脈性肺高血圧症	4		3	1			
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2	2					
90	網膜色素変性症	12	5	3		1	2	1
91	バッド・キアリ症候群	1	1					
93	原発性胆汁性胆管炎	8	1	4	1	1	1	
94	原発性硬化性胆管炎	1	1					
95	自己免疫性肝炎	5	3				2	
96	クローン病	49	24	10	6	2	2	5
97	潰瘍性大腸炎	123	56	31	12	4	11	9
107	若年性特発性関節炎	3	2				1	
111	先天性ミオパチー	2	1				1	
113	筋ジストロフィー	12	6	5			1	
117	脊髄空洞症	1					1	
158	結節性硬化症	2	1			1		
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	3	1	1		1		
165	肥厚性皮膚骨膜炎	1					1	
171	ウィルソン病	3	1	2				
193	プラダー・ウィリ症候群	1		1				
210	単心室症	2	1	1				
215	ファロー四徴症	2	1					1

216	両大血管右室起始症	1		1				
222	一次性ネフローゼ症候群	12	6	1	1	2		2
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1					
224	紫斑病性腎炎	1	1					
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	1	1					
271	強直性脊椎炎	2	1			1		
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	1	1					
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1					
300	IgG4 関連疾患	5	4					1
306	好酸球性副鼻腔炎	31	8	10	2	4	2	5
	計	1203	511	320	90	74	107	101

### (3) 青森県難病患者地域支援対策推進事業

難病患者等に対して適切な支援を行い、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ることを目的として、本事業を実施している。

#### (3)－1 医療相談事業

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、開催は中止した。

#### (3)－2 訪問相談事業

医療相談事業等に参加できない重症難病患者や、その家族が抱える日常生活上の療養の悩み等について、訪問相談を行うことを目的に実施している。

年 度	難病患者等訪問相談員数	訪問対象者	訪問相談件数
R5	3	10	18
R4	3	9	21
R3	3	12	34

### (4) 保健所保健師による訪問指導及び健康相談

(単位：件)

年 度	訪問指導	健康相談	(再掲) 新規交付時相談
R5	30	45	33
R4	47	64	24
R3	49	192	63

\* 健康相談の件数は、受給者証交付時面接件数である。令和4年度は面接交付の他に、電話での健康相談も実施した。

(令和4年度健康相談内訳：面接10件、電話14件)

## 1-3-8 人材育成・市町支援関係

### (1) 新任期保健師研修

(目的) 新任保健師(保健師専門能力キャリアレベル:A-1、A-2。詳細は青森県保健師活動指針2019年3月改訂参照)が、保健師の専門能力を発揮し、地域保健活動が展開できるよう、対人支援や保健事業実施のための基本的な実践能力を身につけるとともに、現在教育の体制づくりを推進することを目的とする。

1	月 日	令和5年8月10日(木) 13:30~16:00
	場 所	五所川原市民学習情報センター大教室
	受 講 者	管内新任保健師20名
	内 容	※地域保健関係者研修併催 1 講義 「プライマリーヘルスケアにおける地域看護診断の過程と実践に向けて」 青森県立保健大学 健康科学部 看護学科 教授 古川 照美氏 2 事業紹介 「親子プロジェクト~中学生生活習慣病健診から見たこと~」 鱒ヶ沢町 保健福祉課 主任保健師 新保 尚子氏 3 交流会
2	月 日	令和5年11月29日(水) 13:30~16:45
	場 所	五所川原市民学習情報センター大教室
	受 講 者	管内新任保健師15名、アドバイザー保健師1名
	内 容	※地域保健関係者研修併催 1 事例検討 2 講評・まとめ 青森県立保健大学 健康科学部 看護学科 教授 古川 照美氏 3 交流会
3	月 日	令和6年2月15日(木) 13:30~16:30
	場 所	五所川原市民学習情報センター大教室
	受 講 者	管内新任保健師16名、管内指導保健師8名、アドバイザー保健師1名
	内 容	※地域保健関係者研修併催 1 地域看護診断の発表 2 指導保健師等から助言・感想 3 講評・まとめ 青森県立保健大学 健康科学部 看護学科 教授 古川 照美氏 4 交流会 5 全体のまとめ 五所川原保健所 健康増進課長

### (2) 保健所保健師等育成支援事業

(目的) 青森県保健所保健師の育成については、これまで新採用保健師のOJTを補完するものとして、平成23年度から「青森県保健所保健師等育成支援事業」(トレーナー事業)を実施してきたが、この事業を活用し、指導支援のスキル・ノウハウを得た保

健師が増えていることから、当該事業は令和4年度で終了となった。しかし、新型コロナウイルス感染症対応により、保健師活動の経験量が少ないままキャリアレベルA-2となる現状があることから、本事業では、主にキャリアレベルA-1～A-2の保健所保健師が、保健所経験のある県退職保健師（アドバイザー保健師）から、個別支援や事業企画、地区活動等に関する助言を受けることで、県保健所保健師としてのスキルアップや専門能力の向上を図ることを目的とし実施する。

※なお、本事業は令和5年度で終了となった。

・アドバイザー保健師による保健所保健師支援状況（令和5年6月～令和6年1月）

活動内容	活動日数
説明会・事前打合わせ会、中間振り返り会、最終振り返り会	1.5日
家庭訪問	8.0日
乳幼児健診	0.5日
訪問等事前準備	4.0日
業務の進め方、地域看護診断等	2.5日
新任保健師研修	3.0日
スキルアップ研修	4.5日
計	24.0日

(3) 初任期行政栄養士研修

（目的）初任期行政栄養士が、保健行政の機能と栄養士の役割及び保健活動に必要な基本的な知識や技術を習得し、円滑に行政栄養士業務を行えることを目的とする。

※令和5年度は、特に要望なく実施しなかった。

(4) 看護学生等実習指導関係

地域で生活している人々や環境に対する理解を深めるとともに、保健所の役割、保健師が行う公衆衛生看護活動の基本的な知識・技術・態度、行政栄養士の果たす役割や業務内容について講義及び体験を通して、看護及び管理栄養士の担い手を育成することを目的として、実習を行っている。

(4) - 1 地域保健展開実習（看護学生実習）

下記のとおり学生実習を受け入れた。

大学名	実習期間及び人数
青森県立保健大学	7月10日～7月13日（4名）
青森中央学院大学	8月15日～8月18日（4名）

(4) - 2 公衆栄養学臨地実習

実践活動の場での課題発見、解決を通じて、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図り、管理栄養士として具備すべき知識及び技能を習得させる目的で、令和5年度は下記の内容で実施した。

①公衆栄養学臨地実習Ⅰ（必修科目）

実習期間	令和5年6月12日（月）～16日（金）
学校名及び人数	青森県立保健大学2名、柴田学園大学4名

②公衆栄養学臨地実習Ⅱ（選択科目）

実習期間	令和5年10月25日(水)～12月22日(金)	※国民健康・栄養 調査への参加。
学校名及び人数	青森県立保健大学 7名	

## 2 福祉子ども総室【西北地方福祉事務所】

### 2-1 生活保護

#### (1) 管内の現況

##### (1)-1 被保護世帯数、被保護人員、保護率

令和5年度の管内の月平均被保護世帯数は766世帯、被保護人員は926人、保護率（人口千人に対する被保護人員の割合）は26.14パーミルとなっている。

被保護世帯数・被保護人員・保護率とも、平成24年度をピークに減少又は横ばい傾向にあり、令和5年度は令和4年度に比べ被保護世帯数、被保護人員ともに減少し、保護率は0.1%増加した。

##### (1)-2 扶助別人員

令和5年度の扶助人員をみると、生活扶助は807人で、被保護人員の87.1%が受給している。生活扶助以外では医療扶助858人（92.7%）、住宅扶助462人（49.9%）、介護扶助333人（36.0%）、教育扶助7人（0.8%）となっている。

##### (1)-3 保護の申請、開始及び廃止の状況

保護申請件数は平成21年度の135件をピークに減少傾向となり、平成27年度以降は100件を下回っていた。平成30年度以降は、令和2年度を除いて100件を上回る状況が続いており、令和5年度は100件であった。

保護廃止は102件で、死亡廃止が63件（61.8%）と一番多く、そのうち高齢者世帯の死亡廃止が60件と死亡廃止の95.2%を占めた。就職や就労収入の増などによる経済的自立の廃止は2件（2.0%）であった。

##### (1)-4 被保護世帯の構成

世帯類型別にみると、高齢者世帯の割合が高く、令和5年度では全体の74.2%を占めており、このうち高齢者単身世帯が全体の66.8%となっている。母子世帯及び傷病・障害者世帯は、それぞれ0.4%、13.8%となっている。また、労働力類型別でみて働いている者のいない世帯は90.2%となっている。

##### (1)-5 保護費の状況

令和5年度における保護費の総額は1,117,621千円となっており、支出総額の51.4%（574,104千円）を医療扶助が占め、次いで生活扶助33.6%（375,970千円）となっている。

##### (1)-6 救護施設入所者の状況

令和6年4月1日現在の保護施設入所者数は10人で、施設別では白鳥ホーム3人、誠幸園4人、まことホーム3人となっている。

(2) 令和5年度保護状況（月平均）

(2) -1 町別保護状況

区分 町名		世帯数 (世帯)	人員 (人)	保護率 (%)	保護申請 (件)	開始数		却下数 (件)	取下数 (件)	廃止数	
						件数 (件)	人員 (人)			件数 (件)	人員 (人)
西 郡	鱒ヶ沢町	210	246	29.24	24	16	18	8	0	24	25
	深浦町	97	118	17.66	18	12	16	6	0	16	18
北 郡	鶴田町	223	272	23.88	44	36	46	7	1	37	40
	中泊町	235	290	32.43	14	10	13	4	0	25	27
西北計		766	926	26.14	100	74	93	25	1	102	110

注1 「世帯数」～「保護率」までは年度月平均。

各欄の数値は、年度累計の数値を12分したものであり、端数処理の関係上縦計が一致しない場合がある。

2 「保護申請」～「廃止数」までは年度合計。

(2) -2 被保護人員（保護の種類別）

（単位：人）

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
807	462	7	333	858	0	3	2

### (3) 生活保護状況の推移

#### (3)－1 被保護世帯数の年度別推移

(単位：世帯)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
県	23,912	23,741	23,489	23,182	22,990
西 北	802	795	802	782	766

#### (3)－2 被保護人数の年度別推移

(単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
県	29,290	28,865	28,358	27,768	27,342
西 北	994	981	981	951	926

#### (3)－3 保護率の推移

(単位：%)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
全 国	16.4	16.3	16.3	16.2	16.3
県	23.45	23.42	23.15	23.00	22.98
西 北	25.08	25.45	26.18	26.11	26.14

注 全国令和5年度は生活保護速報値月平均による。

#### (3)－4 医療扶助人員の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
入 院 外	875	871	862	841	813
入 院	42	34	35	36	45
精神病入院 (再 掲)	13	14	14	15	15

## (3) -5 保護申請、開始、却下、取下、廃止件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
申請	105	99	104	117	100
開始	78	81	78	77	74
却下	23	15	24	38	25
取下	4	3	2	2	1
廃止	81	73	91	91	102

## (3) -6 廃止理由

区分	件数(件)
世帯主の傷病治癒	0
世帯員の傷病治癒	0
死亡	63
失踪	1
就労収入増	2
就労者の転入	0
社会保障給付金増	8
仕送り増	0
親類縁者の引き取り	0
施設入所	6
医療費の他法負担	0
ケース移管	11
その他	11
計	102

#### (4) 被保護世帯の構成

##### (4) -1 高齢者世帯の構成比の推移

(単位：%)

区分		年度	R1	R2	R3	R4	R5
全 国			55.1	55.5	55.6	55.6	55.3
			50.4	51.0	51.3	51.3	51.3
青 森 県	県		61.8	63.2	63.8	64.0	64.5
			56.6	58.1	58.8	59.1	59.8
	市 部		60.8	62.3	62.8	62.9	63.2
			55.9	57.5	58.1	58.3	58.9
青 森 県	郡 部		66.4	67.6	68.6	69.0	70.2
			60.0	61.0	62.1	62.5	63.8
	西 北		68.5	69.3	71.3	72.6	74.2
			62.1	62.0	64.6	66.0	66.8

注1 数字下段は、高齢単身者世帯

2 全国令和5年度は生活保護速報値月平均による。

##### (4) -2 母子世帯の構成比の推移

(単位：%)

区分		年度	R1	R2	R3	R4	R5
全 国			5.0	4.6	4.4	4.1	3.9
青 森 県	県		2.5	2.3	2.1	2.0	1.9
	市 部		2.7	2.4	2.2	2.2	2.1
	郡 部		1.7	1.6	1.3	1.3	1.2
	西 北		1.2	1.3	0.9	0.3	0.4

全国令和5年度は生活保護速報値月平均による。

##### (4) -3 傷病・障害者世帯の構成比の推移

(単位：%)

区分		年度	R1	R2	R3	R4	R5
全 国			25.0	24.8	24.8	24.9	25.0
青 森 県	県		22.8	21.8	21.4	21.4	21.1
	市 部		23.5	22.5	22.2	22.2	22.0
	郡 部		19.4	18.3	17.8	17.5	17.3
	西 北		17.5	17.0	15.6	14.6	13.8

全国令和5年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－4 労働力類型別で働いている者のいない世帯の構成比の推移

(単位：％)

区分		年度	R1	R2	R3	R4	R5
全 国			84.6	85.4	85.5	85.4	85.2
青 森 県	県		90.8	91.2	91.5	91.6	91.6
	市 部		91.0	91.4	91.7	91.8	91.7
	郡 部		90.1	90.4	90.8	91.0	91.4
	西 北		87.8	87.8	88.9	89.5	90.2

全国令和5年度は生活保護速報値月平均による。

(4)－5 保護率の推移

(単位：‰)

町村名		年度	R1	R2	R3	R4	R5
西 郡	鱒ヶ沢町		30.09	31.64	31.33	30.07	29.24
	深浦町		15.47	15.62	16.25	16.90	17.66
北 郡	鶴田町		21.74	22.46	23.53	23.34	23.88
	中泊町		31.76	30.86	32.20	32.82	32.43
西 北 計			25.08	25.45	26.18	26.11	26.14
県 計			23.45	23.42	23.15	23.00	22.98
全 国			16.4	16.3	16.3	16.2	16.3

全国令和5年度は生活保護速報値月平均による。

## (4) -6 令和5年度生活保護費支給状況

(単位：千円)

区分 町名	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	介護扶助	出産扶助	生業扶助	就労自立 給付金	進学準備 給付金	葬祭扶助	施 設 事務費	合 計
鱒ヶ沢町	107,160	25,745		1,977	61					131	6,489	141,563
深 浦 町	48,980	6,062		651							4,665	60,358
鶴 田 町	102,236	30,591	649	2,053			647	69	300	1,353	5,157	143,055
中 泊 町	117,594	24,908	363	4,474	41					1,243	7,612	156,235
合 計	375,970	87,306	1,012	9,155 (564,949)	102 (51,461)	0	647	69	300	2,727	23,923	501,211 (616,410)

注1 医療扶助（）内は、社会保険診療報酬支払基金支払分の診療報酬額(別掲)。

2 介護扶助（）内は、国民健康保険団体連合会支払分の介護報酬額(別掲)。

## (4) -7 救護施設入所者状況

(令和6年4月1日現在)(単位：人)

町名	施設名	白鳥ホーム	誠幸園	まことホーム	合 計
西 郡	鱒ヶ沢町		1	2	3
	深 浦 町	2			2
北 郡	鶴 田 町		2		2
	中 泊 町	1	1	1	3
合 計		3	4	3	10

## 2-2 母子・寡婦及び父子福祉

### (1) 母子及び父子並びに寡婦世帯の概況及び相談指導の活動状況

#### (1)-1 概況

母子及び父子並びに寡婦世帯に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子（父子・寡婦）福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

#### (1)-2 相談指導の活動状況

当総室においては母子・父子自立支援員が1名配置され、女性等相談支援員や担当職員と連携して相談業務を行っているところである。令和5年度の相談指導件数は764件となっており、内訳は、母子（父子、寡婦）福祉資金に関するものが711件と、全体の93.0%を占めている。また、就労支援業務を行い母子・父子自立支援プログラム策定に至ったケースは0件、母子家庭等自立支援給付費補助事業の給付金は0件であった。

・令和5年度母子（父子・寡婦）福祉関係相談業務の実施状況

区分	生活一般						児童				経済的支援・生活援護						合計
	住宅	医療	家庭紛争	就労	養育費	その他	養育	教育	就職	その他	母子福祉資金	父子福祉資金	寡婦福祉資金	児童扶養手当	生活保護	その他	
相談件数	1		2	17	2	3	3	2	2		677	26	8	5	2	14	764
相談回数	3		2	17	2	5	3	2	2		772	36	10	6	2	15	877

## (2) 母子父子寡婦福祉資金の状況

### (2)－1 貸付

令和5年度の母子福祉資金の貸付決定総額は、前年度より0.83%減の21,852,800円（新規8,666,000円・23件、継続13,186,800円・17件）となっている。そのうち修学資金は17,254,800円（25件）、就学支度資金3,300,000円（10件）で、多くが子どもの修学に関するものである。

また、父子福祉資金の貸付は2,995,000円（新規1,477,000円・3件、継続1,518,000円・1件）、寡婦福祉資金の貸付は2,952,000円（新規0円・0件、継続2,952,000円・2件）となっている。

### (2)－2 償還

母子福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より0.28ポイント増の88.82%、過年度分は前年度より2.83ポイント増の12.59%で、全体では前年度より0.12ポイント増の55.03%となっている。

寡婦福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より6.69ポイント増の95.69%、過年度分は前年度より10.47ポイント増の10.47%で、全体では前年度より6.04ポイント増の79.24%となっている。

父子福祉資金の償還率は、現年度分は前年度より17.87ポイント増の85.76%、過年度分は前年度より15.32ポイント減の24.10%で、全体では前年度より6.95ポイント増の66.81%となっている。

#### ・母子父子寡婦福祉資金貸付決定件数

区分 年 度	事業開始			修学			技能習得			修業			就職支度			医療介護			生活			住宅			転宅			就学支度			合計		
	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦			
平成29年度				54	1	2	2			2	2	1	3	1					5								36	1	1	102	5	4	
平成30年度				60		2				2		1	1						6								25	1		94	1	3	
令和元年度				63	1	2				2	1	1	1						3	1		1					15	1	1	84	4	5	
令和2年度				54	2	2				4	1	1	3	1	1				2								16	3	1	79	7	5	
令和3年度				31	2	2				5	2	2	3		1				1								14	1	1	54	5	6	
令和4年度				27	2	4				4	1		2						2								16			49	3	4	
令和5年度				25	1	2	1			2	1		1						1								10	2		40	4	2	

### 2-3 困難な問題を抱える女性相談及び配偶者暴力相談関係

女性等相談支援員1名を配置し、「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」（困難女性支援法）に基づき、様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性の相談に応じ、必要な援助を行っている。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」として被害者の相談、保護命令の申立や自立のための情報提供と援助を行っている。

#### (1) 経路別相談受付状況

令和5年度の相談受付件数は61件（実人員）となっており、経路別では本人からの相談が全体の約56%であった。

（単位：件）

経路 区分	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	他 の 女 性 相 談 支 援 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	教 育 関 係	労 働 関 係	縁 故 者 ・ 知 人	そ の 他	計
来所・巡回等	17			2		5	9							33
電 話	17			2		4	5							28
計	34			4		9	14							61

#### (2) 相談処理状況

令和5年度の相談処理状況（実人員）は、助言・指導が61件、指導延件数は105件であった。

（単位：件）

処理内容 区分	処理済み実人員（年度中）											指導延件数		
	女性 自立 支援 施設 に入 所	就 職 ・ 自 営	結 婚	家 庭 へ 移 送	福 祉 事 務 所 へ 移 送	女 性 相 談 支 援 員 へ 移 送	女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー ・ 女 性 相 談 支 援 員 へ 移 送	他 府 県 の 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー ・ 女 性 相 談 支 援 員 へ 移 送	施 設 へ 移 送	そ の 他 の 関 係 機 関 ・	助 言 ・ 指 導		そ の 他	計
計											61		61	105

(3) 相談種別受付状況

令和5年度の相談種別（実件数）では、夫等の暴力31件、離婚問題9件、その他10件となっており、夫等の関係による相談が全体の約82%を占めていた。

(単位：件)

種別 区分	人間関係																	
	夫等			子ども			親族			交際相手				その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他
	夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする元交際相手からの暴力					
来所 巡回等	18		5	5				1			1							1
電話	13		4	5				1			2							1
計	31		9	10				2			3							2

種別 区分	経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条関係	合計
	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他							
来所 巡回等	1			1											33
電話	1			1											28
計	2			2											61

(4) 配偶者暴力相談の状況

令和5年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は延べ69件あった。

① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

(単位：件)

	合 計 (A)	女性	男性	合 計 (B)	加 害 者 と の 関 係				
					配 偶 者			離 婚 済	そ の 他
					届出有	届出無	届出不明		
来 所	37	37		37	33			4	
電 話	30	30		30	28			2	
その他	2	2		2	2				
計	69	69		69	63			6	

② 第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数 1件

③ 第14条第2項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数 0件

④ 第6条による通報を受けた件数 0件

## 2-4 地域共生社会関係

### (1) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、西北地域における各種生活支援サービス等を提供する多様な担い手を確保するため、令和4～6年度の3年間の基本計画重点事業として「社会福祉法人による地域共生社会西北モデル強化事業」を実施し、社会福祉法人・社会福祉協議会・地域の三者協働による地域ナース活動等の新たな地域貢献活動の取組を支援している。超高齢化時代の到来を見据え、地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、青森県基本計画重点事業として、西北地域における各種取組を推進している。

### (2) 令和5年度の主な取組状況

#### ①社会福祉法人等地域連携プラットフォームの設置・運営

令和4年度からつがる市及び中泊町をモデル地域として新たに構築された社会福祉法人等地域連携プラットフォームが中心となって、地域の実情に応じた新たな地域貢献活動について検討を行い、具体的活動を開始した。また、地域住民による適度な距離感での健康おせっかい力向上を目指した「ご近助みまもりさん」養成講座を開催した。

#### ②人材確保・育成

福祉のお仕事相談会、職場体験・見学会、合同面接会、地域の支え合い活動に関する研修会等を開催し、福祉・介護人材の確保や住民・関係機関等の啓発に努めた。また、つがる市及び中泊町における地域ナース7名を新たに養成した。

#### ③社会福祉法人による地域貢献活動モデルの実施

地域の中で日常的に住民に接することにより普段から健康意識を高めるアプローチや病気の早期発見、保健・医療・福祉、行政機関への橋渡しを行う地域ナース活動（令和5年3月活動開始）を継続実施し、活動の場を住民のつどいの場やショッピングセンター等に広げた。また、新たな地域貢献活動として、つがる市では「困りごと相談窓口」及び「こども食堂」、中泊町では「共生の場づくり」及び「災害時における社会福祉法人の連携」に取り組み始めた。

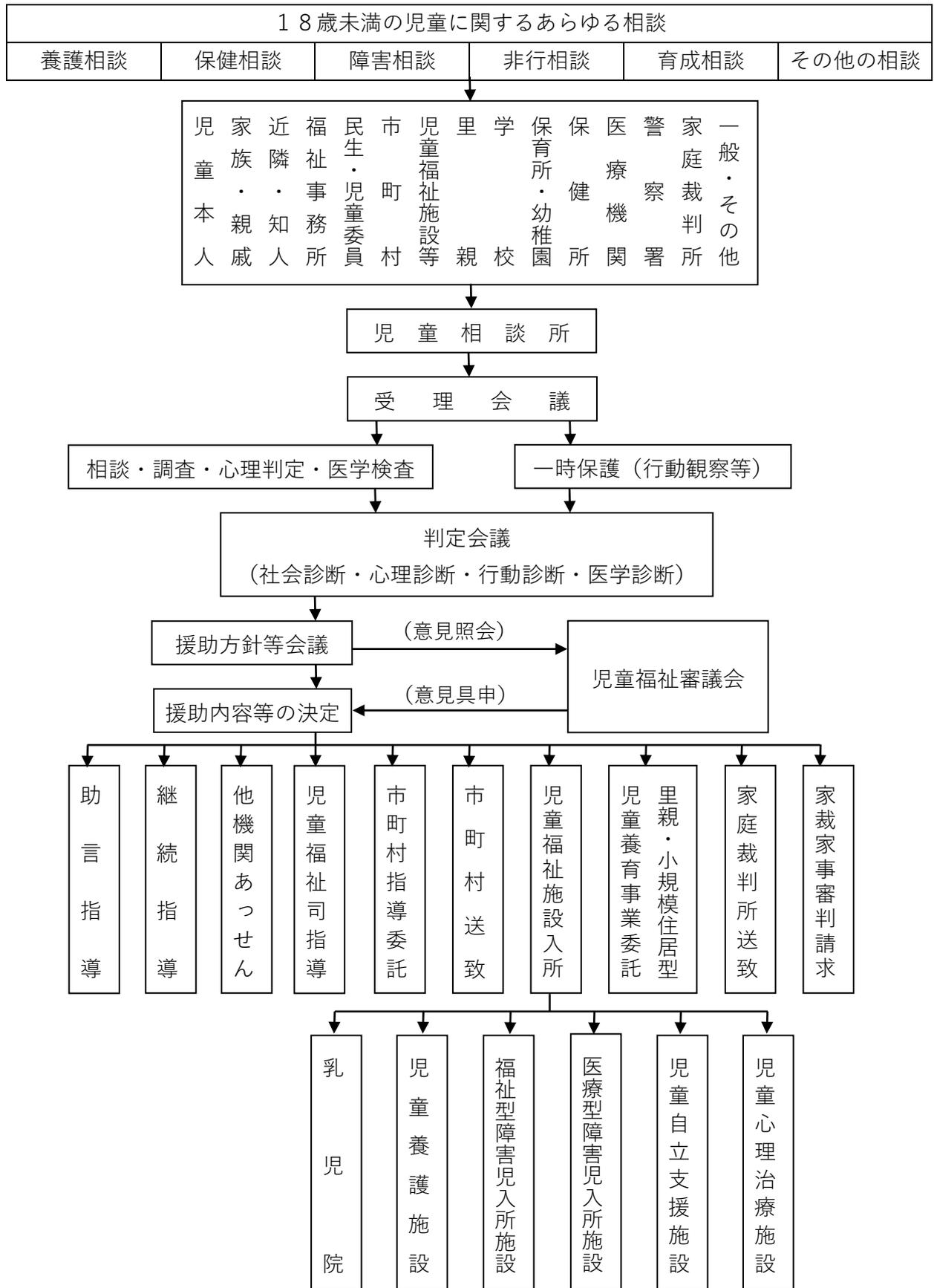
### 3 福祉子ども総室【五所川原児童相談所】

#### 3-1 児童相談業務

##### (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	児童虐待相談	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)に関する相談
	その他の相談	父又は母等の保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園ならびに保育所在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(2) 業務の流れ



### (3) 相談の種類別状況

令和5年度に当所が受け付けた相談の総件数は452件で、前年度の373件に比べ79件の増加となった。「養護」が191件(42.3%)と一番多く、次いで「知的障害」が181件(40.0%)、「性格行動」が28件(6.2%)となっている。

表1 相談の種類別受付件数

種類別	養護	保健	障 害					
			肢 体 不自由	視聴覚 障 害	言語発 達障害	重症心 身障害	知 的 障 害	発 達 障 害
令和5年度 (人)	191		1		2	2	181	12
管 内 (%)	42.3		0.2		0.4	0.4	40.0	2.7
前年度比 (件)	+17		+1		+1	±0	+50	+4

種類別	非 行		育 成			その他	計	
	ぐ 犯 行為等	触 法 行為等	性 格 行 動	不登校	適 性			育児・ しつけ
令和5年度 (人)	5	4	28	10	5	3	8	452
管 内 (%)	1.1	0.9	6.2	2.2	1.1	0.7	1.8	100.0
前年度比 (件)	+4	+1	±0	+5	+3	-2	-5	+79

### (4) 相談の経路別受付状況

「家族・親戚」からの相談が190件(42.0%)で最も多く、次いで「警察等」からの相談が93件(20.6%)、「県・その他」からの相談が28件(6.2%)となっている。

表2 相談の種類別受付件数

相談経路		件数	割合(%)	相談経路	件数	割合(%)
県	児童相談所	3	0.7	保 健 所		
	福祉事務所	5	1.1	医 療 機 関	9	2.0
	そ の 他	28	6.2	学 校	26	5.7
市町村	福祉事務所	17	3.8	教 育 委 員 会 等	8	1.8
	保健センター			里 親	7	1.5
	そ の 他	23	5.1	家 族 ・ 親 戚	190	42.0
保 育 所	1	0.2	近 隣 ・ 知 人	19	4.2	
児童福祉施設	15	3.3	児 童 本 人	3	0.7	
指定発達支援医療機関			そ の 他	4	0.9	
認定こども園			計	452	100.0	
警 察 等	93	20.6	(再掲)	巡回相談		
家 庭 裁 判 所	1	0.2		電話相談	37	8.2

(5) 相談の措置及び処理状況

相談に対し措置及び処理した件数は451件で、「助言指導」が313件(69.4%)と一番多く、次いで「継続指導」が15件(3.3%)、「障害児施設等の利用契約」が8件(1.8%)となっている。

表3 相談の措置及び処理件数

区 分	件 数	割合 (%)	区 分	件 数	割合 (%)
助 言 指 導	313	69.4	児 童 福 祉 施 設 入 所	6	1.4
継 続 指 導	15	3.3	里 親 委 託	2	0.4
他 機 関 あ っ せ ん	2	0.4	家 庭 裁 判 所 送 致	1	0.2
児 童 福 祉 司 指 導	1	0.2	障 害 児 施 設 等 の 利 用 契 約	8	1.8
市 町 村 指 導 委 託			そ の 他	96	21.3
市 町 村 送 致 等	7	1.6	計	451	100.0

(6) 相談理由別処理状況

(6) - 1 養護相談

処理された養護相談189件の相談に至った主な理由としては、「家庭環境」(虐待、経済的理由、就労等)から生じたものが189件と100%を占めた。

処理の内訳としては、「助言指導」が158件、「継続指導」が10件、「市町村送致」が7件、「児童福祉施設入所」が5件、「里親委託」が1件となっている。

なお、虐待相談は養護相談に含まれ、養護相談189件のうち148件である。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理別	家出 〔 失踪 含む〕	死亡	離婚	傷病 入院 含む〕	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
助 言 指 導					132	26		158
継 続 指 導					7	3		10
他 機 関 あ っ せ ん					1			1
児 童 福 祉 司 指 導					1			1
市 町 村 送 致					7			7
里 親 委 託						1		1
児 童 福 祉 施 設 入 所						5		5
そ の 他						6		6
令和5年度管内 (件)					148	41		189
(%)					78.3	21.7		100.0
前 年 度 比 (件)				-2	+5	+6	-4	+5

① 管内の里親委託状況

登録里親数 10 組のうち実際に委託を受けた里親は 4 組（委託率は 40.0%）、委託里子数は 6 人であった。

表5 管内の里親委託人数

区 分	登録里親数(組)	委 託 里 親		委託里子数(人)
		実 数 ( 組 )	委 託 率 (%)	
令和 5 年度 管内	10	4	40.0	6
前 年 度 比	-1	±0	+3.6	+1

※ 里親制度とは、家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度。里親は都道府県知事が認定する。

② 虐待相談（養護相談の再掲）

令和 5 年度の虐待相談対応件数は 148 件で、前年度に比して 5 件増加している。

虐待の内容別では、「心理的虐待」が 89 件(60.1%)、「身体的虐待」が 40 件(27.0%)であり、虐待者では、「実父」が 75 件と最も多い。

表 6 虐待の内容別件数（子ども虐待ホットライン分を含む）

内容別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	養育放棄・怠慢 (ネグレクト)	計
令和 5 年度 (件)	40		89	19	148
管 内 (%)	27.0		60.1	12.9	100.0
前 年 度 比 (件)	+6		-4	+3	+5

- ・身体的虐待 … 生命・健康に危険のある身体的な暴行。
- ・性的虐待 … 性交、性的暴行、性的行為の強要。
- ・心理的虐待 … 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力。
- ・保護の怠慢、拒否 … 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児。

表 7 虐待者別件数

虐待者別	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計	両親（再掲）
件 数	75	5	61		7	148	64

表 8 虐待相談の処理別件数

処理別	助言指導	継続指導	他機関 あつせん	児童福祉 司指導	市町村 送致	その他	計
件 数	132	7	1	1	7		148

(6)－2 障害相談

全相談件数の43.7%を占める障害相談の処理件数の内訳は、「知的障害」が181件(91.4%)で最も多く、次いで「発達障害」12件(6.1%)、「重症心身障害」「言語発達障害等」がそれぞれ2件(1.0%)、「肢体不自由」が1件(0.5%)となっている。

表9 障害別件数

障害別	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	計
令和5年度 (件)	1		2	2	181	12	198
管内 (%)	0.5		1.0	1.0	91.4	6.1	100.0
前年度比 (件)	+1		+1	-1	+46	+4	+51

(6)－3 非行相談

非行相談の処理件数は7件で前年度に比して2件増加している。その内訳は、「暴力」が4件で最も多くなっている。

なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、実際は問題行動の内容が複数であることも少なくない。

表10 非行相談の理由別件数

種類別 処理別	ぐ犯行為								触法行為				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	自 家 金 銭 持 出 し	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	家 出 ・ 浮 浪	そ の 他	窃 盗	恐 脅 喝 ・ 暴 行 ・ 傷 害	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
助言指導	1			1					1	1			4
継続指導	1												1
他機関あつせん													
児童福祉司指導													
市町村送致													
里親委託													
児童福祉施設入所	1												1
その他	1												1
令和5年度 (件)	4			1					1	1			7
管内 (%)	57.1			14.3					14.3	14.3			100.0
前年度比 (件)	+2			+1					-2	+1			+2

(6)－4 育成相談

育成相談の処理件数は48件で前年度に比して7件増加した。内訳は「性格行動」が29件(60.4%)、「不登校」が11件(22.9%)、「適性」が5件(10.4%)、「育児・しつけ」が3件(6.3%)となっている。

表 11 育成相談件数

内容別	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
令和5年度 (件)	29	11	5	3	48
管内 (%)	60.4	22.9	10.4	6.3	100.0
前年度比 (件)	-1	+7	+3	-2	+7

※ 不登校相談の処理状況

不登校相談の件数は11件で前年度に比して7件増加した。その処理では、「助言指導」が11件となっている。

表 12 不登校相談件数

内容別	助言指導	継続指導	児童福祉司指	児童福祉施設入所	その他	計
令和5年度 (件)	11					11
管内 (%)	100.0					100.0
前年度比 (件)	+7					+7

### 3-2 判定業務

#### (1) 相談種類別判定の状況

令和5年度の判定件数は105件で前年度に比して39件減少している。その内訳は「知的障害」が84件(80.0%)、「性格行動」が11件(10.4%)、「養護」が7件(6.6%)、「発達障害」「触法行為等」「適性」がそれぞれ1件(1.0%)となっている。判定の内訳は、医学的診断指導件数は56件、心理学的診断指導件数は639件となっている。

表13 相談種類別判定件数

種類別	養護	保健	障 害					
			肢 体 不自由	視聴覚 障 害	言語発 達障害	重症心 身障害	知 的 障 害	発 達 障 害
令和5年度(件)	7						84	1
管内(%)	6.6						80.0	1.0
前年度比(件)	-46				-1		+17	-3

種類別	非 行		育 成				その他	計
	ぐ 犯 行為等	触 法 行為等	性 格 行 動	不登校	適 性	育児・ しつけ		
令和5年度(件)		1	11		1			105
管内(%)		1.0	10.4		1.0			100.0
前年度比(件)	-1	-2	-1	-1	±0		-1	-39

表14 医学的・心理学的検査件数

	医学的診断指導				心理学的診断指導					
	診察 指導	医学的 検査	その他	計	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接 観察 指導	計
児 童	25			25	118	49	34	1	187	389
保 護 者	28			28		4			166	170
そ の 他	3			3					80	80
令和5年度(件)	56			56	118	53	34	1	433	639
管内(%)	100.0			100.0	18.5	8.3	5.3	0.1	67.8	100.0
前年度比(件)	-191			-191	-95	-5	-9	-2	-155	-266

(2) 判定書（証明書等）の交付状況

判定書（証明書等）の交付は93件で、前年度に比して18件減少した。

交付した判定書（証明書等）の内訳では、「その他（福祉手当、障害証明書）」が59件と最も多く、次いで「愛護手帳のための判定書の交付」が26件、「特別児童扶養手当診断書作成」が8件となっている。

表15 判定書（証明書等）の交付件数

内容別	特別児童扶養手当	愛護手帳	障害児保育意見書	その他 〔福祉手当、 障害証明書〕	計
令和5年度（件）	8	26		59	93
管内（%）	8.6	28.0		63.4	100.0
前年度比（件）	-9	-33		+24	-18

(3) 心理療法・カウンセリングの状況

心理療法・カウンセリングの総件数は1,192件で、児童福祉司等によるカウンセリングが1,004件、児童心理司等による心理療法・カウンセリングが188件となっている。

表16 心理療法・カウンセリング件数

区分	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員	計
児童		72	259		331
保護者		77	383		460
その他		39	362		401
令和5年度管内（件）		188	1,004		1,192
管内（%）		15.8	84.2		100.0
前年度比（件）		-80	+320		+240

### 3-3 一時保護

#### (1) 実人員及び延人員

令和5年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は17人で、前年度に比して10人増加となっている。延人員の総数は478人で、前年度に比して360人増加となっている。

表17 一時保護の実人員及び延人員

区 分	中央児相の 一時保護		所内保護		保護委託		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
令和5年度 (件)	4	193	4	4	13	285	17	478
管内 (%)	19.0	40.0	19.0	0.8	62.0	59.2	100.0	100.0
前年度比 (件)	+1	+111	+4	+4	+9	+249	+10	+360

#### (2) 相談種別保護児童の状況

管内で一時保護（保護委託を含む）した児童を相談種別にみると、実人員では、「養護」が14人(82.3%)、「非行」が2人(11.8%)であり、延人員では、「養護」が363人(75.9%)、「非行」が97人(20.3%)、「育成」が18人(3.8%)となっている。

表18 相談種別保護児童数

	養 護		保 健		障 害		非 行	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
令和5年度 (件)	14	363					2	97
管内 (%)	82.3	75.9					11.8	20.3
前年度比 (件)	+10	+334					+1	+44

	育 成		そ の 他		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
令和5年度 (件)	1	18			17	478
管内 (%)	5.9	3.8			100.0	100.0
前年度比 (件)	±0	-18			+11	+360

### 3-4 児童相談所の事業

#### (1) 子ども虐待防止対策

##### (1)-1 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図っている。

##### (1)-2 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験をもつ子どもやその保護者への治療的援助、被虐待経験を有する子どもを指導している児童福祉施設職員への援助等を実施している。

#### 児童福祉施設職員指導

指導対象	指導日	参加者	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	R5. 6. 1	30	1	施設の役割と児童相談所の役割について
児童福祉施設職員	R5. 7. 6	28	1	虐待の影響・トラウマについて
児童福祉施設職員	R5. 10. 5	28	1	愛着障害・発達障害・知的障害について、被措置児童等虐待について
児童福祉施設職員	R5. 11. 2	29	1	性的問題行動について
児童福祉施設職員	R5. 12. 7	28	1	家族への対応について
児童福祉施設職員	R6. 2. 1	28	1	アフターケアについて

#### (2) 里親及び里親会活動支援（西北里親会）

家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預かり、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育て又は育てようとする里親の集まりである西北里親会の活動を支援した。また、弘前児童相談所と協力して、中弘南黒里親会と合同の交流会や研修会の活動を支援した。

・総会、里親サロン、交流会、研修会等

#### (3) 市町村支援事業

児童福祉法改正により、平成17年4月から市町村に児童家庭相談窓口が設置され、管内市町への支援に取り組んでいる。

管内の全市町では、既に要保護児童対策地域協議会が設置され、当所職員が委員として参画し支援を行っている。

管内市町数	設置市町数	児童相談所からの会議出席回数		
		代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
6市町	6市町	4回	11回	10回

### 第3 資料編

#### 目 次

##### 1 保健総室（五所川原保健所）関係資料

1-1	病院・施設等配置状況	99
1-2	管内市町別人口の推移	100
1-3	管内市町別年齢（3区分）別推計人口、割合	101
1-4	人口動態総覧	102
1-5	主要死因の状況	105
1-6	救急医療機関	107
1-7	感染症発生動向調査年次状況	108
1-8	予防接種状況	109
1-9	小児慢性特定疾病医療費助成制度給付状況 （医療受給者証交付人数）	111
1-10	小児慢性特定疾病児童手帳（ひまわり手帳）交付状況	111
1-11	先天性代謝異常等検査状況（令和5年度）	112
1-12	令和5年度妊婦連絡票実施状況	112

##### 2 福祉子ども総室（西北地方福祉事務所）関係資料

2-1	母子父子寡婦福祉資金償還状況調	113
2-2	令和5年度民生委員・児童委員の活動状況	114

##### 3 福祉子ども総室（五所川原児童相談所）関係資料

3-1	管内人口（児童人口）	115
3-2	令和5年度年齢別・相談種類別児童受付数	115
3-3	令和5年度市町別・相談種類別児童受付数	116
3-4	児童福祉施設等措置状況	116

#### 4 関係団体等名簿

4-1	児童福祉施設	117
4-2	保健医療関係団体	117
4-3	福祉団体	118
4-4	関係行政機関	118
4-5	その他の機関	118

# 1 保健総室（五所川原保健所）関係資料

## 1-1 病院・施設等配置状況

（令和6年3月31日現在）

市町名	病院・施設名等	病院	一般診療所	歯科診療所	介護老人保健施設	保健センター	看護学校	保健師（行政）	保健協力員	食生活改善推進員	食品衛生推進員
五所川原市		6	40	21	2	2	1	21	326	89	8
つがる市		1	10	9	1	1		20	195	78	3
鱒ヶ沢町		1	4	2	1	1		8	114	29	3
深浦町			5	2	1	1		8	138	35	2
鶴田町			5	3	1	1		7	161	32	2
中泊町			8	2				5	94	30	2
合計		8	72	39	6	6	1	69	1,028	293	20

※ 介護老人保健施設数に関しては健康福祉関係施設名簿で確認。

## 1-2 管内市町別人口の推移

(単位：人)

		R1	R2	R3	R4	R5
県	人口	1,246,291	1,230,715	1,221,305	1,204,303	1,184,558
	男	585,461	578,175	575,531	567,893	558,746
	女	660,830	652,540	645,774	636,450	625,812
管内	人口	121,912	119,605	118,094	115,759	112,972
	男	55,713	54,682	53,954	52,864	51,612
	女	66,199	64,923	64,140	62,895	61,360
五所川原市	人口	51,744	51,044	50,654	49,875	48,938
	男	23,323	23,042	22,905	22,520	22,090
	女	28,421	28,002	27,749	27,355	26,848
つがる市	人口	30,935	30,338	30,328	29,733	29,036
	男	14,348	14,071	14,031	13,787	13,475
	女	16,587	16,267	16,297	15,946	15,561
鱒ヶ沢町	人口	9,083	8,817	8,811	8,583	8,319
	男	4,111	3,984	4,023	3,924	3,804
	女	4,972	4,833	4,788	4,659	4,515
深浦町	人口	7,498	7,285	7,102	6,838	6,594
	男	3,433	3,332	3,301	3,169	3,059
	女	4,065	3,953	3,801	3,669	3,535
鶴田町	人口	12,494	12,290	11,809	11,576	11,294
	男	5,791	5,693	5,393	5,280	5,147
	女	6,703	6,597	6,416	6,296	6,147
中泊町	人口	10,158	9,831	9,390	9,154	8,791
	男	4,707	4,560	4,301	4,184	4,037
	女	5,451	5,271	5,089	4,970	4,754

注) 青森県統計分析課公表の推計人口による(各年10月1日現在)

### 1-3 管内市町別年齢（3区分）別推計人口、割合

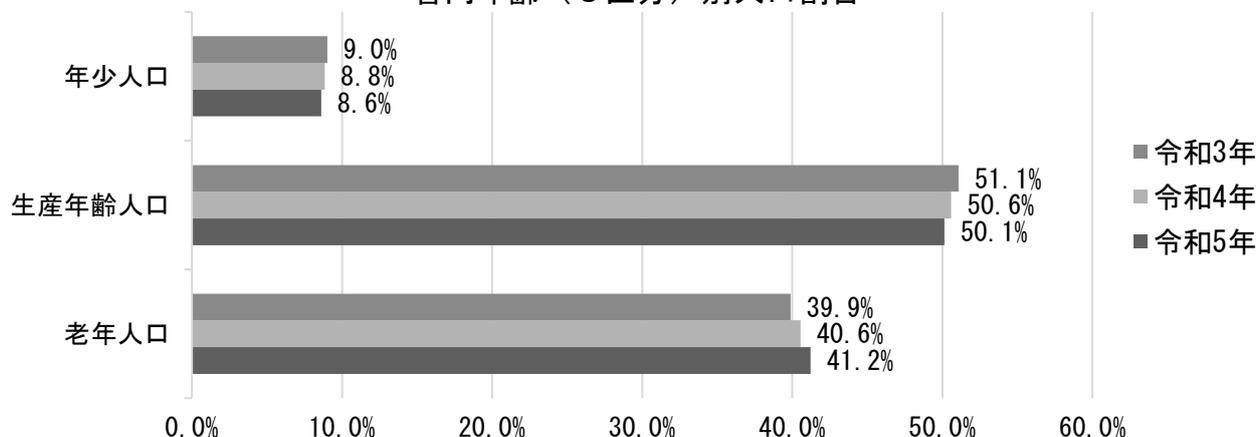
（単位：人、％）

		R3			R4			R5		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
		0～14歳	15～64歳	65歳～	0～14歳	15～64歳	65歳～	0～14歳	15～64歳	65歳～
県	総数	1,201,543			1,184,581			1,164,796		
	年齢別	125,558	662,091	413,894	121,769	649,436	413,376	117,539	635,628	411,629
	割合	10.4	55.1	34.4	10.3	54.8	34.9	10.1	54.6	35.3
管内	総数	117,654			115,319			112,532		
	年齢別	10,618	60,110	46,926	10,204	58,349	46,766	9,700	56,434	46,398
	割合	9.0	51.1	39.9	8.8	50.6	40.6	8.6	50.1	41.2
五所川原市	総数	50,252			49,473			48,536		
	年齢別	4,756	27,082	18,414	4,649	26,387	18,437	4,465	25,695	18,376
	割合	9.5	53.9	36.6	9.4	53.3	37.3	9.2	52.9	37.9
つがる市	総数	30,300			29,705			29,008		
	年齢別	2,805	15,491	12,004	2,680	15,030	11,995	2,546	14,543	11,919
	割合	9.3	51.1	39.6	9.0	50.6	40.4	8.8	50.1	41.1
鱒ヶ沢町	総数	8,801			8,573			8,309		
	年齢別	666	4,151	3,984	622	4,009	3,942	585	3,853	3,871
	割合	7.6	47.2	45.3	7.3	46.8	46.0	7.0	46.4	46.6
深浦町	総数	7,102			6,838			6,594		
	年齢別	460	2,959	3,683	423	2,812	3,603	391	2,657	3,546
	割合	6.5	41.7	51.9	6.2	41.1	52.7	5.9	40.3	53.8
鶴田町	総数	11,809			11,576			11,294		
	年齢別	1,212	6,024	4,573	1,152	5,892	4,532	1,099	5,735	4,460
	割合	10.3	51.0	38.7	10.0	50.9	39.1	9.7	50.8	39.5
中泊町	総数	9,390			9,154			8,791		
	年齢別	719	4,403	4,268	678	4,219	4,257	614	3,951	4,226
	割合	7.7	46.9	45.5	7.4	46.1	46.5	7.0	44.9	48.1

注1) 青森県統計分析課公表の推計人口による（各年10月1日現在）

注2) 年齢不詳は除外

管内年齢（3区分）別人口割合



# 1-4 人口動態総覧

## (1) 出生・死亡・自然増減

(単位：人、人口千対、%、出生千対)

		出生				死亡						自然増減	
		総数	率	2,500g未満の出生		総数	率	乳児死亡		新生児死亡		総数	率
				総数	割合			総数	率	総数	率		
県	H30	7,803	6.2	774	9.9	17,936	14.3	15	1.9	10	1.3	△10,133	△8.1
	R1	7,170	5.8	683	9.5	18,424	14.9	23	3.2	15	2.1	△11,254	△9.1
	R2	6,837	5.5	591	8.6	17,905	14.5	18	2.6	15	2.2	△11,068	△9.0
	R3	6,513	5.4	595	9.1	18,785	15.4	11	1.7	3	0.5	△12,272	△10.1
	R4	5,985	5.0	539	9.0	20,117	16.8	9	1.5	4	0.7	△14,132	△11.8
管内	H30	593	4.8	58	9.8	2,204	17.7	1	1.7	1	1.7	△1,611	△12.9
	R1	563	4.6	50	8.9	2,158	17.7	2	3.6	1	1.8	△1,595	△13.1
	R2	512	4.3	39	7.6	2,091	17.4	1	2.0	-	-	△1,579	△13.1
	R3	544	4.6	50	9.2	2,212	18.7	-	-	-	-	△1,668	△14.1
	R4	422	3.6	44	10.4	2,359	20.4	1	2.4	1	2.4	△1,937	△16.7
五所川原市	H30	282	5.4	30	10.6	828	15.8	1	3.5	1	3.5	△546	△10.4
	R1	259	5.0	19	7.3	810	15.7	1	3.9	-	-	△551	△10.6
	R2	251	4.9	27	10.8	799	15.6	1	4.0	-	-	△548	△10.7
	R3	268	5.3	16	6.0	841	16.6	-	-	-	-	△573	△11.3
	R4	209	4.2	21	10.0	889	17.8	1	4.8	1	4.8	△680	△13.6
つがる市	H30	149	4.7	13	8.7	571	18.1	-	-	-	-	△422	△13.4
	R1	136	4.4	9	6.6	572	18.5	-	-	-	-	△436	△14.1
	R2	135	4.4	7	5.2	490	15.9	-	-	-	-	△355	△11.5
	R3	144	4.7	20	13.9	554	18.3	-	-	-	-	△410	△13.5
	R4	105	3.5	16	15.2	597	20.1	-	-	-	-	△492	△16.5
鱒ヶ沢町	H30	25	2.7	2	8.0	203	21.7	-	-	-	-	△178	△19.0
	R1	38	4.2	9	23.7	196	21.6	-	-	-	-	△158	△17.4
	R2	25	2.8	1	4.0	208	23.0	-	-	-	-	△183	△20.3
	R3	28	3.2	4	14.3	227	25.8	-	-	-	-	△199	△22.6
	R4	28	3.3	3	10.7	226	26.3	-	-	-	-	△198	△23.1
深浦町	H30	24	3.1	2	8.3	182	23.6	-	-	-	-	△158	△20.5
	R1	19	2.5	2	10.5	168	22.4	-	-	-	-	△149	△19.9
	R2	20	2.7	1	5.0	175	23.9	-	-	-	-	△155	△21.2
	R3	17	2.4	1	5.9	173	24.4	-	-	-	-	△156	△22.0
	R4	13	1.9	1	7.7	206	30.1	-	-	-	-	△193	△28.2
鶴田町	H30	69	5.4	8	11.6	210	16.4	-	-	-	-	△141	△11.0
	R1	68	5.4	8	11.8	227	18.2	1	14.7	1	14.7	△159	△12.7
	R2	48	4.0	1	2.1	189	15.7	-	-	-	-	△141	△11.7
	R3	52	4.4	2	3.8	232	19.6	-	-	-	-	△180	△15.2
	R4	43	3.7	1	2.3	220	19.0	-	-	-	-	△177	△15.3
中泊町	H30	44	4.2	3	6.8	210	20.2	-	-	-	-	△166	△16.0
	R1	43	4.2	3	7.0	185	18.2	-	-	-	-	△142	△14.0
	R2	33	3.4	2	6.1	230	24.0	-	-	-	-	△197	△20.5
	R3	35	3.7	7	20.0	185	19.7	-	-	-	-	△150	△16.0
	R4	24	2.6	2	8.3	221	24.1	-	-	-	-	△197	△21.5

## (2) 死産・周産期死亡・婚姻・離婚

(単位：胎、出産千対、組、人口千対)

		死産						周産期死亡				婚姻		離婚	
		総数	率	自然死産	率	人工死産	率	総数	率	妊娠満22週以後	早期新生児死亡	件数	率	件数	率
県	H30	191	23.9	91	11.4	100	12.5	21	2.7	13	8	4,737	3.8	2,022	1.6
	R1	168	22.9	88	12.0	80	10.9	36	5.0	25	11	4,601	3.7	2,009	1.6
	R2	145	20.8	87	12.5	58	8.3	32	4.7	17	15	4,032	3.3	1,915	1.6
	R3	150	22.5	78	11.7	72	10.8	25	3.8	23	2	3,736	3.1	1,783	1.5
	R4	158	25.7	66	10.7	92	15.0	19	3.2	15	4	3,656	3.1	1,664	1.4
管内	H30	15	24.7	5	8.2	10	16.4	-	-	-	-	373	3.0	197	1.6
	R1	12	20.9	5	8.7	7	12.2	3	5.3	2	1	357	2.9	188	1.5
	R2	7	13.5	4	7.7	3	5.8	-	-	-	-	289	2.4	172	1.4
	R3	12	21.6	4	7.2	8	14.4	1	1.8	1	-	228	1.9	149	1.3
	R4	8	18.6	5	11.6	3	7.0	2	4.7	1	1	244	2.1	135	1.2
五所川原市	H30	6	20.8	2	6.9	4	13.9	-	-	-	-	181	3.4	96	1.8
	R1	5	18.9	1	3.8	4	15.2	-	-	-	-	171	3.3	85	1.6
	R2	4	15.7	3	11.8	1	3.9	-	-	-	-	133	2.6	80	1.6
	R3	3	11.1	1	3.7	2	7.4	-	-	-	-	111	2.2	68	1.3
	R4	2	9.5	2	9.5	-	-	1	4.8	-	1	137	2.7	67	1.3
つがる市	H30	7	44.9	2	12.8	5	32.1	-	-	-	-	90	2.9	50	1.6
	R1	5	35.5	3	21.3	2	14.2	1	7.3	1	-	97	3.1	48	1.6
	R2	1	7.4	1	7.4	-	-	-	-	-	-	85	2.8	39	1.3
	R3	4	27.0	-	-	4	27.0	-	-	-	-	55	1.8	43	1.4
	R4	3	27.8	-	-	3	27.8	-	-	-	-	49	1.6	33	1.1
鱒ヶ沢町	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	1.5	14	1.5
	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	2.2	18	2.0
	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	2.0	11	1.2
	R3	1	34.5	1	34.5	-	-	1	34.5	1	-	15	1.7	11	1.2
	R4	1	34.5	1	34.5	-	-	-	-	-	-	13	1.5	9	1.1
深浦町	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	2.8	8	1.0
	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	2.4	14	1.9
	R2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1.2	6	0.8
	R3	1	55.6	1	55.6	-	-	-	-	-	-	10	1.4	6	0.8
	R4	1	71.4	1	71.4	-	-	1	71.4	1	-	14	2.0	3	0.4
鶴田町	H30	1	14.3	-	-	1	14.3	-	-	-	-	38	3.0	15	1.2
	R1	2	28.6	1	14.3	1	14.3	2	29.0	1	1	34	2.7	14	1.1
	R2	1	20.4	-	-	1	20.4	-	-	-	-	18	1.5	20	1.7
	R3	1	18.9	-	-	1	18.9	-	-	-	-	21	1.8	13	1.1
	R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	1.6	15	1.3
中泊町	H30	1	22.2	1	22.2	-	-	-	-	-	-	28	2.7	14	1.3
	R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	1.7	9	0.9
	R2	1	29.4	-	-	1	29.4	-	-	-	-	26	2.7	16	1.7
	R3	2	54.1	1	27.0	1	27.0	-	-	-	-	16	1.7	8	0.9
	R4	1	40.4	1	40.0	-	-	-	-	-	-	13	1.4	8	0.9

注1) 用語の説明

自然増減：出生数から死亡数を減じたもの  
乳児死亡：生後1年未満の死亡  
新生児死亡：生後4週未満の死亡  
早期新生児死亡：生後1週未満の死亡  
死産：妊娠満12週以後の死児の出産  
周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

注2) 比率の算出方法

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{年間自然増減数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数 (=年間出生数+年間死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数+年間の妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

注3) 比率の算出に用いた人口

県：国勢調査結果の人口又は総務省統計局公表の推計人口（各年10月1日現在）  
管内：青森県統計分析課公表の推計人口（各年10月1日現在）  
市町：青森県統計分析課公表の推計人口（各年10月1日現在）

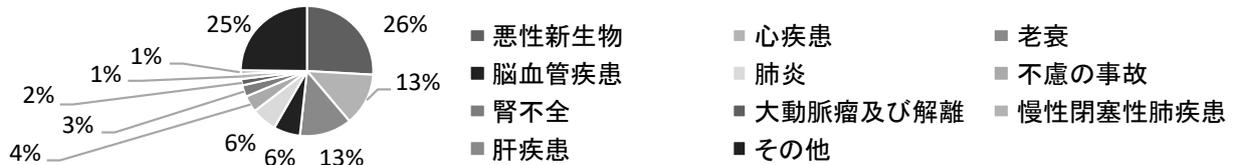
## 1-5 主要死因の状況

### (1) 管内主要死因別死亡者数

(単位：人)

令和4年	管内	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
悪性新生物	611	211	174	62	47	49	68
心疾患	308	121	75	24	18	43	27
老衰	301	85	74	39	56	18	29
脳血管疾患	153	63	46	7	9	13	15
肺炎	148	57	38	18	11	18	6
不慮の事故	97	43	20	9	8	3	14
腎不全	68	28	17	3	6	7	7
大動脈瘤及び解離	37	19	4	3	2	5	4
慢性閉塞性肺疾患	31	13	5	1	4	6	2
肝疾患	20	7	3	1	4	2	3
その他	585	242	141	59	41	56	46
合計	2,359	889	597	226	206	220	221

注) 青森県保健統計年報による

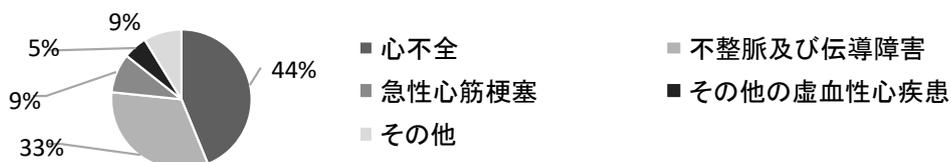


### (2) 心疾患死亡内訳

(単位：人)

令和4年	管内	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
心不全	135	48	35	9	9	18	16
不整脈及び伝導障害	101	42	24	12	4	14	5
急性心筋梗塞	28	11	6	2	2	6	1
その他の虚血性心疾患	17	7	4	-	-	3	3
その他	27	13	6	1	3	2	2
合計	308	121	75	24	18	43	27

注) 青森県保健統計年報による

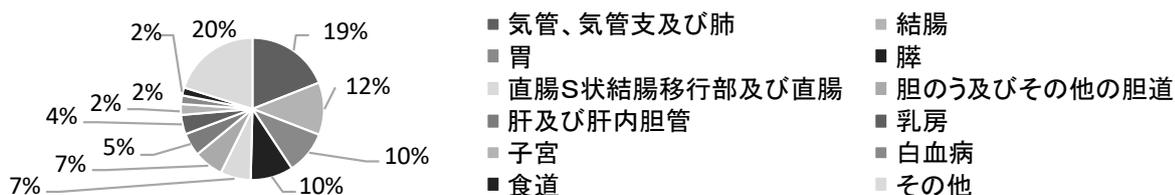


### (3) 悪性新生物死亡内訳

(単位：人)

令和4年	管内	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
気管、気管支及び肺	116	43	33	12	10	4	14
結腸	73	23	27	6	5	6	6
胃	60	24	16	7	3	4	6
膵	59	16	18	6	6	5	8
直腸S状結腸移行部及び直腸	42	15	11	4	2	3	7
胆のう及びその他の胆道	41	10	8	6	7	5	5
肝及び肝内胆管	32	13	6	2	2	4	5
乳房	27	9	9	2	1	5	1
子宮	15	6	4	-	1	2	2
白血病	12	4	4	-	2	1	1
食道	11	1	4	-	1	1	4
その他	123	47	34	17	7	9	9
合計	611	211	174	62	47	49	68

注) 青森県保健統計年報による

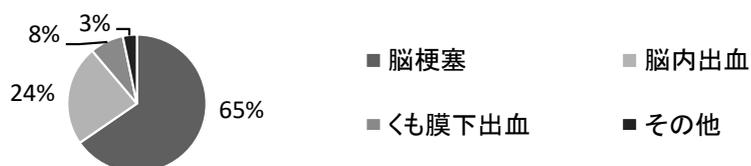


### (4) 脳血管疾患死亡内訳

(単位：人)

令和4年	管内	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町
脳梗塞	100	38	31	6	7	8	10
脳内出血	36	16	10	1	2	4	3
くも膜下出血	12	7	4	-	-	-	1
その他	5	2	1	-	-	1	1
合計	153	63	46	7	9	13	15

注) 青森県保健統計年報による



## 1-6 救急医療機関

(令和6年3月31日現在)

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市字岩木町 12 番地 3	0173(35)3111	内科、神経内科、皮膚科、リウマチ科、小児科、精神科、外科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻いんこう科、産婦人科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科
つがる西北五広域連合 かなぎ病院	五所川原市金木町菅原 13 番 1	0173(53)3111	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、婦人科
つがる西北五広域連合 鱒ヶ沢病院	西津軽郡鱒ヶ沢町大字 舞戸町字蒲生 106-10	0173(72)3111	内科、小児科、外科、整形外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科

## 1-7 感染症発生動向調査年次状況

疾患名		年	R5	R4	R3
週 報	インフルエンザ定点	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	1455	8	1
	小児科定点	RSウイルス感染症	135	75	157
		咽頭結膜熱	38	5	53
		A型溶血性レンサ球菌咽頭炎	130	23	56
		感染性胃腸炎	1068	1097	634
		水痘	15	23	30
		手足口病	148	171	4
		伝染性紅斑	4	3	1
		突発性発疹	28	38	48
		ヘルパンギーナ	448	27	4
		流行性耳下腺炎	6	2	3
	眼科定点	急性出血性結膜炎			
		流行性角結膜炎	7	6	4
	基幹定点	細菌性髄膜炎			
		無菌性髄膜炎	2		
		マイコプラズマ肺炎	1		
		クラミジア肺炎（オウム病を除く）			
		感染性胃腸炎（ロタウイルス）			
	月 報	性感染症定点	性器クラミジア感染症	1	
性器ヘルペスウイルス感染症			1		1
尖圭コンジローマ			3	1	
淋菌感染症					
基幹定点		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	71	43	43
		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症			
		薬剤耐性緑膿菌感染症			

資料：青森県感染症発生動向調査事業より

## 1-8 予防接種状況

### (1) A 疾病

区分 市町	年 度	(D P T I P V) 四 種 混 合	二 種 混 合(D T)	ポ リ オ (I P V)	日本脳炎		麻しん・風しん (混合・単抗原)		ヒ ブ ワ ク チ ン	小 児 用 肺 炎 球 菌 ワ ク チ ン	子 宮 頸 がん 予 防 ワ ク チ ン	水 痘 ワ ク チ ン	B C G	B 型 肝 炎 ワ ク チ ン
					一 期	二 期	一 期	二 期						
五所川原市	4	862	310		1,041	528	250	293	871	870	834	464	219	630
	3	1,062	297		743	190	245	320	1,052	1,053	378	500	267	792
	2	1,071	335		1,187	498	256	321	1,038	1,027	58	527	252	763
つがる市	4	470	171		627	279	131	199	473	474	279	254	108	350
	3	622	227		402	104	148	183	621	618	71	276	156	456
	2	602	206		803	297	153	201	611	604	10	307	152	419
鯨ヶ沢町	4	113	44		73	35	28	39	109	106	99	55	28	77
	3	108	51		101	48	25	39	106	108	40	41	29	84
	2	123	53		125	56	33	47	120	117		71	28	78
深浦町	4	61	30		78	47	13	26	56	56	125	29	15	41
	3	65	22		89	56	15	32	66	65	8	30	18	50
	2	83	34		106	68	21	28	86	86	1	44	19	56
鶴田町	4	180	78		235	83	41	67	183	184	221	85	46	131
	3	178	62		135	29	48	78	179	179	44	89	42	144
	2	229	91		249	79	66	73	233	229	7	147	53	148
中泊町	4	119	51		137	35	36	47	113	113	94	68	30	81
	3	128	51		124	44	28	54	125	123	35	61	30	94
	2	151	56	4	160	49	44	52	159	152		90	40	106
合計	4	1,805	684		2,191	1,007	499	671	1,805	1,803	1,652	955	446	1,310
	3	2,163	710		1,594	471	509	706	2,149	2,146	576	997	542	1,620
	2	2,259	775	4	2,630	1,047	573	722	2,247	2,215	76	1,186	544	1,570

資料：地域保健・健康増進事業報告より (単位：件)

(2) B疾病

市町	区分	年度	インフルエンザ ワクチン			成人用肺炎球菌ワクチン									
			60歳 以上 65歳 未満	65歳 以上	計	60歳 以上 65歳 未満	65歳 相当	70歳 相当	75歳 相当	80歳 相当	85歳 相当	90歳 相当	95歳 相当	100歳 相当	計
五所川原市		4	17	13,457	13,474	6	372	89	81	85	90	67	38	6	834
		3	17	12,814	12,831	10	398	68	78	81	58	50	17	3	763
		2	25	13,459	13,484	7	406	95	44	86	60	42	18	2	760
つがる市		4	8	8,015	8,023		250	63	58	38	33	17	9		468
		3		7,322	7,322		226	59	56	45	23	21	14	1	445
		2		8,415	8,415		248	55	31	35	28	20	7		424
鯹ヶ沢町		4	1	2,003	2,004		19	6	1						26
		3	3	2,022	2,025	2	11	6	2						21
		2	1	2,356	2,357		14	3	1	1	2				21
深浦町		4		2,138	2,138		81	30	33	28	33	16	8		229
		3	2	2,036	2,038		70	40	47	41	34	15	12		259
		2	2	2,305	2,307		56	34	22	27	29	15	6		189
鶴田町		4		2,585	2,585		25	9	7	5	2				48
		3		2,431	2,431		20	7	4	2	2	1	1		37
		2	1	2,849	2,850		18	13	5	5	1		1		43
中泊町		4	2	2,692	2,694		59	23	26	15	17	11	5		156
		3	2	2,642	2,644	1	62	31	29	18	10	11	4		166
		2	4	3,031	3,035	4	87	41	21	23	17	16	7	2	218
合計		4	28	30,890	30,918	6	806	220	206	171	175	111	60	6	1,761
		3	24	29,267	29,291	13	787	211	216	187	127	98	48	4	1,691
		2	33	32,415	32,448	11	829	241	124	177	137	93	39	4	1,655

資料：地域保健・健康増進事業報告より

(単位：件数)

### 1-9 小児慢性特定疾病医療費助成制度給付状況（医療受給者証交付人数）

（令和6年3月31日現在）（単位：人）

疾患名		年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令和5年度 市町別内訳					
					五 所 川 原 市	つ が る 市	鱒 ヶ 沢 町	深 浦 町	鶴 田 町	中 泊 町
01	悪性新生物		9	9	3	5	1			
02	慢性腎疾患群		9	7	3	2			1	1
03	慢性呼吸器疾患群		1	2	1		1			
04	慢性心疾患群		22	16	10	1	1	1	3	
05	内分泌疾患群		14	11	2	6	3		1	
06	膠原病		4	5	2	1	2			
07	糖尿病		8	8	6	1			1	
08	先天性代謝異常		4	4	2				1	1
09	血液疾患群		2	2	2					
10	免疫疾患群		1	1	1					
11	神経・筋疾患群		6	7	4	1	1		1	
12	慢性消化器疾患群		1							
13	染色体又は遺伝子に異常を伴う症候群		1	1	1					
14	皮膚疾患群		1						1	
15	骨系統疾患群		1	1	1					
16	脈管系疾患群									
計			84	76	38	17	9	1	9	2

### 1-10 小児慢性特定疾病児童手帳（ひまわり手帳）交付状況

（令和6年3月31日現在）（単位：件）

疾患名		年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
02	慢性腎疾患群			
03	慢性呼吸器疾患群			1
04	慢性心疾患群			
05	内分泌疾患群		3	1
06	膠原病			1
07	糖尿病			3
08	先天性代謝異常			
09	血液疾患群		1	
10	免疫疾患群			
11	神経・筋疾患群			1
12	慢性消化器疾患群			
13	染色体又は遺伝子に異常を伴う症候群			
14	皮膚疾患群			
15	骨系統疾患群			
16	脈管系疾患群			
計			5	8

### 1-11 先天性代謝異常等検査状況（令和5年度）

（単位：件）

市町名	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	計
検査区分							
要精検件数							0

### 1-12 令和5年度妊婦連絡票実施状況

（単位：人）

区分 市町名	妊娠届出数	妊婦連絡票提出数	発妊婦保健指導報告数	指導週数別				指導方法別				連要 絡連 票・ 指 導 妊 産 婦	連妊 絡産 票婦 指 導 行 結 果	妊婦 連 絡 票 の 提 出 は な い が 保 健 指 導 を 実 施 し た 数
				5	12	20	28	窓	訪	電	そ			
五所川原市	194	191	192	180	9	3		192				49	43	3
つがる市	82	81	82	74	7	1		81		1		18	6	10
鱒ヶ沢町	15	16	16	14	2			16				3	2	4
深浦町	11	10	11	10	1			11				7	8	1
鶴田町	36	36	36	31	4	1		36				7	2	5
中泊町	21	21	21	18	2	1		21				7	4	0
計	359	355	358	327	25	6	0	357	0	1	0	91	65	23

## 2 福祉子ども総室（西北地方福祉事務所）関係資料

### 2-1 母子父子寡婦福祉資金償還状況調

・母子福祉資金償還金

(単位:円)

区分 年度	現年度				過年度				計			
	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率
令和元年度	38,566,436	34,582,150	3,984,286	89.67%	28,644,852	3,536,783	25,108,069	12.35%	67,211,288	38,118,933	29,092,355	56.72%
令和2年度	38,016,744	33,807,774	4,208,970	88.93%	29,060,437	4,639,406	24,421,031	15.96%	67,077,181	38,447,180	28,630,001	57.32%
令和3年度	38,784,805	35,750,028	3,034,777	92.18%	28,677,758	3,672,981	25,004,777	12.81%	67,462,563	39,423,009	28,039,554	58.44%
令和4年度	37,688,484	33,369,709	4,318,775	88.54%	28,073,163	2,740,529	25,332,634	9.76%	65,761,647	36,110,238	29,651,409	54.91%
令和5年度	37,240,544	33,078,887	4,161,657	88.82%	29,651,409	3,732,488	25,918,921	12.59%	66,891,953	36,811,375	30,080,578	55.03%

・父子福祉資金償還金

(単位:円)

区分 年度	現年度				過年度				計			
	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率
令和元年度	213,013	184,345	28,668	86.54%	46,669	9,166	37,503	19.64%	259,682	193,511	66,171	74.52%
令和2年度	267,543	238,875	28,668	89.28%	66,171		66,171	0.00%	333,714	238,875	94,839	71.58%
令和3年度	311,223	222,018	89,205	71.34%	94,839		94,839	0.00%	406,062	222,018	184,044	54.68%
令和4年度	468,124	317,832	150,292	67.89%	184,044	72,545	111,499	39.42%	652,168	390,377	261,791	59.86%
令和5年度	590,191	506,160	84,031	85.76%	261,791	63,079	198,712	24.10%	851,982	569,239	282,743	66.81%

・寡婦福祉資金償還金

(単位:円)

区分 年度	現年度				過年度				計			
	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率	調定額	収納額	未済額	償還率
令和元年度	792,696	537,729	254,967	67.84%	123,180	82,120	41,060	66.67%	915,876	619,849	296,027	67.68%
令和2年度	688,116	508,280	179,836	73.87%	296,027	127,680	168,347	43.13%	984,143	635,960	348,183	64.62%
令和3年度	792,028	764,861	27,167	96.57%	348,183	147,514	200,669	42.37%	1,140,211	912,375	227,836	80.02%
令和4年度	1,055,467	939,361	116,106	89.00%	227,836		227,836	0.00%	1,283,303	939,361	343,942	73.20%
令和5年度	1,437,858	1,375,881	61,977	95.69%	343,942	36,001	307,941	10.47%	1,781,800	1,411,882	369,918	79.24%

## 2-2 令和5年度民生委員・児童委員の活動状況

区分 町名	在宅福祉社	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
鱒ヶ沢町	47	44	49	50 (35)	37 (35)	79 (67)	94	43	59	39	37	154	160	243	1,135 (137)
深浦町	5	13	50	14 (14)	81 (7)	26 (13)	27	15	10	23	21	87	263	384 (10)	1,019 (44)
鶴田町	5	17	19	2	1		17	3		7	3	33	68 (1)	108	283 (1)
中泊町		22	9 (1)		9	4 (1)	8	7	1	27 (2)	2 (1)	36	88	192 (4)	405 (9)
合計	57	96	127 (1)	66 (49)	128 (42)	109 (81)	146	68	70	96 (2)	63 (1)	310	579 (1)	927 (14)	2,842 (191)

注 上段：民生児童委員の相談件数  
下段：主任児童委員の相談件数（再掲）

### 3 福祉子ども総室（五所川原児童相談所）関係資料

#### 3-1 管内人口（児童人口）

（単位：人（比率：%））

所管区域	推計人口（令和 5.10.1）		
	総数	児童人口	比率
五所川原市	48,938	5,580	11.4
つがる市	29,036	3,252	11.2
鱒ヶ沢町	8,319	765	9.2
深浦町	6,594	506	7.7
鶴田町	11,294	1,391	12.3
中泊町	8,791	786	8.9
計	112,972	12,280	10.9

#### 3-2 令和5年度年齢別・相談種別児童受付数

（単位：上段件数、下段構成比（%））

相談種別 年齢区分	養護（虐待）	養護（その他）	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐん犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
	0～5歳	47 31.5	5 11.9				2 100		29 16.0	3 25.0							
6～11歳	59 39.6	12 28.6					1 50.0	37 20.5	5 41.7	3 60.0	2 50.0	15 53.6	4 40.0	2 40.0	2 66.7		142 31.4
12～14歳	22 14.8	11 26.2						50 27.6	3 25.0	2 40.0	2 50.0	10 35.7	4 40.0	1 20.0		1 12.5	106 23.5
15歳以上	21 14.1	14 33.3		1 100			1 50.0	65 35.9	1 8.3			3 10.7	2 20.0	2 40.0	1 33.3	7 87.5	118 26.1
不詳																	
計	149 100	42 100		1 100		2 100	2 100	181 100	12 100	5 100	4 100	28 100	10 100	5 100	3 100	8 100	452 100

### 3-3 令和5年度市町別・相談種類別児童受付数

(単位：件)

市町村名	相談種類	養護(虐待)	養護(その他)	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
五所川原市		78	12				1	1	70	3	1	2	18	4	3	2	5	200
つがる市		30	10						53	6	3		3	1	2			108
鱒ヶ沢町		15	2						11								1	29
深浦町		3							14	1			1	1				20
鶴田町		16	14						27	1	1	2	4				1	66
中泊町		5	1						4				2	3			1	16
管外		2	3		1			1	2									9
不明							1			1				1		1		4
計		149	42		1		2	2	181	12	5	4	28	10	5	3	8	452

### 3-4 児童福祉施設等措置状況

(令和6年4月1日現在)(単位：人)

市町村名	施設種別	児童養護施設				障害児入所施設			里親	計
	施設名	乳児院	弘前愛成園	美光園	幸樹園	森田学園	青森病院	あすなる療育福祉センター		
五所川原市		1	2		2	1			1	7
つがる市					11		1		1	13
鱒ヶ沢町						1				1
深浦町										
鶴田町					4				1	5
中泊町					2				1	3
管外					2			1	1	4
計		1	2		21	2	1	1	5	33

## 4 関係団体等名簿

### 4-1 児童福祉施設

#### (1) 児童養護施設

施設名	電話	郵便番号	所在地	施設長	設置主体
幸樹園	0173-22-6341	038-3515	鶴田町山道小泉 270	山口 俊 輔	社会福祉法人 厚生会

#### (2) 障害児入所施設

施設名	電話	郵便番号	所在地	施設長	設置主体
森田学園	0173-26-3100	038-2817	つがる市森田町床舞鶴 喰 104-2	野 呂 公	西北五広域 福祉事務組合

### 4-2 保健医療関係団体

団体名	電話	郵便番号	所在地	会長(代表者)名	備 考
西北五医師会	0173-35-0059	037-0045	五所川原市新町 33-1	佐 藤 充	働く婦人の家 内
北五歯科医師会	0173-35-2214	037-0071	五所川原市本町 14	平 山 雅 人	本町歯科医院 内
西つがる歯科医師 会	0173-25-2481	038-3107	つがる市柏稲盛幾世 41	大 戸 勲	柏ミナトヤ歯 科医院内
県西北五獣医師会	0173-42-2276	038-3151	つがる市木造若竹 2-1	工 藤 明 宏	つがる家畜保 健衛生所内
青森県薬剤師会 西北五支部	0173-35-4247	037-0054	五所川原市上平井町 83	寺 田 憲 司	(有)ケンコー 薬局内
青森県看護協会 西北五支部	0173-35-3111	037-0074	五所川原市岩木町 12-3	三上 美紀子	つがる総合病 院内
青森県栄養士会 五所川原地区部会	0173-35-2726	037-0045	五所川原市新町 41	古 川 寛 美	増田病院内
五所川原保健所管 内食生活改善推進 員連絡協議会	0173-34-2108	037-0056	五所川原市末広町 14	木村 夢知子	西北地域県民 局地域健康福 祉部保健総室 内
北五学校保健会	0172-72-3309	038-3645	板柳町辻岸田 75-1	森 靖	板柳町立板柳 南小学校内
西つがる学校保健 会	0173-74-2054	038-2324	深浦町深浦蘆野 60	小 野 強 幸	深浦町立深浦 中学校内

### 4-3 福祉団体

団体名	電 話	郵便番号	所在地	会長(代表者)名	備 考
五所川原市 民生委員児童委員 連絡協議会	0173-35-2111	037-8686	五所川原市布屋町 41-1	三 上 勝 則	五所川原市福祉政策課内
つがる市 民生委員児童委員 連絡協議会	0173-42-2111	038-3192	つがる市木造若緑 61-1	吉 田 博 身	つがる市福祉課内
西北郡 民生児童委員協議 会	0173-35-2156	037-0046	五所川原市栄町 10	川 島 久 幸	西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室内
西北五里親会	0173-38-1555	037-0046	五所川原市栄町 10	土 岐 敬 一	五所川原児童相談所内

### 4-4 関係行政機関

#### (1) 教育

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
西北教育事務所	0173-35-2170	037-0046	五所川原市栄町 10	

#### (2) 県警察本部

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
五所川原警察署	0173-35-2141	037-0046	五所川原市栄町 6-1	
つがる警察署	0173-42-3150	038-3142	つがる市木造赤根 1-4	
鱒ヶ沢警察署	0173-72-2151	038-2753	鱒ヶ沢町本町 207	

#### (3) 裁判所

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
青森地裁五所川原支部	0173-34-2927	037-0044	五所川原市元町 54	

#### (4) 厚生労働省関係

機関名	電 話	郵便番号	所在地	備 考
五所川原労働基準監督署	0173-35-2309	037-0004	五所川原市唐笠柳藤巻 507-5	
五所川原公共職業安定所	0173-34-3171	037-0067	五所川原市敷島町 37-6	

### 4-5 その他の機関

機関名	電 話	郵便番号	所在地	会長(代表者)名	備 考
西北津軽郡町村会	0173-72-2111	038-2792	鱒ヶ沢町舞戸町鳴戸 321	平 田 衛	鱒ヶ沢町役場内



# 西北地域県民局地域健康福祉部

ホームページアドレス

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/se-kenfuku/>

## ■保健総室（五所川原保健所）

〒037-0056 五所川原市末広町1-4

電話：0173-34-2108

エイズ相談専用 0173-33-1090

FAX：0173-34-7516

メールアドレス：GO-HOKEN@pref.aomori.lg.jp

## ■福祉こども総室（西北地方福祉事務所）

〒037-0046 五所川原市栄町1-0（県合同庁舎内）

電話：合同庁舎代表 0173-34-2111

直通 0173-35-2156

FAX：0173-35-2462

メールアドレス：SE-FUKUSHI@pref.aomori.lg.jp

## ■福祉こども総室（五所川原児童相談所）

〒037-0046 五所川原市栄町1-0（県合同庁舎内）

電話：合同庁舎代表 0173-34-2111

直通 0173-38-1555

FAX：0173-38-4637

メールアドレス：GO-JISO@pref.aomori.lg.jp